

資料編 目 次

1.	関係機関連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	一般廃棄物(ごみ)処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3.	災害廃棄物処理に係る支援協定の内容・・・・・・・・・・・・・・・・5
4.	災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の推計方法・・・・・・・・・・・・17
5.	仮置場必要面積の推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
6.	収集運搬能力について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
7.	処理困難物等の種類別処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8.	放射性物質汚染廃棄物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
市田	打別データ

様式集

1. 関係機関連絡先

	組織	部署名	所在地	電話番号	FAX
	環境省(本省)	災害廃棄物対策室	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5521-8358	03-3593-8263
国	近畿地方環境事務所	廃棄物・リサイクル対策課	大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャン ダイズマートビル8F	06-4792-0702	06-4790-2800
	中部地方環境事務所	廃棄物・リサイクル対策課	名古屋市中区三の丸2丁目5-2 中部経済産 業局総合庁舎 1F	052-955-2132	052-951-8889
広域 連合	関西広域連合 広域防災局	兵庫県 防災企画局 防災 計画課内	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-9806	078-362-9839
	京都府	循環型社会推進課	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	075-414-4730	075-414-4710
	大阪府	資源循環課	大阪市中央区大手前2丁目	06-6210-9562	06-6210-9561
	兵庫県	環境整備課	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3273	078-362-4189
周辺	奈良県	廃棄物対策課	奈良市登大路町30	0742-27-8746	0742-22-7472
府県	和歌山県	循環型社会推進課	和歌山市小松原通1-1	073-441-2675	073-441-2685
	福井県	循環社会推進課	福井市大手3-17-1	0776-20-0317	0776-20-0679
	三重県	廃棄物・リサイクル課	三重県津市広明町13	059-224-2385	059-222-8136
	岐阜県	廃棄物対策課	岐阜市薮田南2-1-1	058-272-8219	058-278-2607
	大津市	廃棄物減量推進課	大津市御陵町3-1	077-528-2802	077-523-2423
	草津市	ごみ減量推進課	草津市草津3-1-30	077-561-2346	077-561-2479
	守山市	ごみ減量推進課	滋賀県守山市吉身2-5-22	077-582-1121	077-583-3911
	栗東市	環境政策課	栗東市安養寺1-13-33	077-551-0341	077-554-1123
	野洲市	環境課	野洲市小篠原2100-1	077-587-6003	077-587-3834
	甲賀市	生活環境課	甲賀市水口町水口6053	0748-65-0690	0748-63-4582
	湖南市	生活環境課	湖南市中央1-1	0748-71-2358	0748-72-2201
	東近江市	廃棄物対策課	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5636	0748-24-5692
	近江八幡市	環境課	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5509	0748-36-5882
	彦根市	生活環境課ごみ減量・資 源化推進室	彦根市元町4-2	0749-30-6116	0749-27-0395
	米原市	環境保全課	米原市春照490-1	0749-58-2230	0749-58-1630
	長浜市	環境保全課	長浜市高田町12-34	0749-65-6513	0749-65-6571
	高島市	ごみ減量対策課	高島市新旭町北畑565	0740-25-8123	0740-25-8145
市町 ・組合	日野町	住民課	滋賀県蒲生郡日野町河原1-1	0748-52-6578	0748-52-2003
	竜王町	生活安全課	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3	0748-58-3703	0748-58-2573
	愛荘町	環境対策課	滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7699	0749-42-5887
	豊郷町	住民生活課	滋賀県犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8115	0749-35-4588
	甲良町	住民課	滋賀県犬上郡甲良町在士353-1	0749-38-5063	0749-38-5072
	多賀町	産業環境課	滋賀県犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8117	0749-48-0594
	湖北広域行政事務センター	_	長浜市八幡中山町200	0749-62-7143	0749-65-0245
	八日市布引ライフ組合	-	東近江市柴原南町1590	0748-22-0465	0748-22-3667
	中部清掃組合	_	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155	0748-53-0941
	甲賀広域行政組合	-	甲賀市水口町水口6218	0748-62-0056	0748-63-0886
	湖東広域衛生管理組合	-	滋賀県犬上郡豊郷町八町500	0749-35-4058	0749-35-4936
	愛知郡広域行政組合	-	東近江市小八木町16(愛知郡消防本部3階)	0749-45-1416	0749-45-1418
	湖南広域行政組合	_	栗東市小柿3-1-1	077-568-0251	077-568-3484
	彦根愛知犬上広域行政組合	-	犬上郡豊郷町大字四十九院1252	0749-35-0015	0749-35-4711
	(一社)滋賀県産業廃棄物協会	-	大津市梅林1-3-30	077-521-2550	077-521-6999
	(公社)滋賀県生活環境事業協会		栗東市安養寺7-1-25	077-554-9271	077-554-9293
廃棄物 関係	(公社)滋賀県環境保全協会	_	大津市打出浜2-1 コラボしが21 1F	077-525-2061	077-525-0441
団体	滋賀県環境整備事業協同組合	-	大津市富士見台57-47	077-533-5400	077-533-5401
	湖北環境協同組合	_	滋賀県長浜市永久寺町463-1	0749-62-9528	0749-62-9528
	(公財)滋賀県環境事業公社	_	甲賀市甲賀町神645	0748-88-9191	0748-88-6322
· <u>-</u>	滋賀県解体工事業協会	_	草津市野路町378	077-565-2030	077-564-8161
その他 関係	(一社)滋賀県建設業協会	_	大津市におの浜1-1-18	077-522-3232	077-522-7743
団体	(一社)滋賀県トラック協会	_	守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015
	滋賀県レンタカー協会	_	守山市木浜町2298-1(滋賀県自動車会館内)	077-585-7001	077-585-7008

2. 一般廃棄物 (ごみ) 処理施設

【一般廃棄物(ごみ)焼却処理施設】

事業主体名	施設名称	処理能力 (t/日)	炉型式	使用開始 年度	施設所在地	電話番号
大津市	大津市環境美化センター	180	全連続	1988	大津市膳所上別保町 785-1	077-531-0230
"	大津市北部クリーンセン ター	170	全連続	1989	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
草津市	草津市立クリーンセンター	150	准連続	1997	草津市馬場町1200	077-562-6361
守山市	守山市環境センター	90	全連続	1985	守山市幸津川町2845	077-585-3728
栗東市	栗東市環境センター	76	全連続	2002	栗東市六地蔵31	077-553-1901
野洲市	野洲クリーンセンター	43	全連続	2016	野洲市大篠原3335	077-588-0568
甲賀広域行政 組合	甲賀広域行政組合衛生セン ター 第2施設	150	准連続	1995	甲賀市水口町水口6677	0748-62-5454
近江八幡市	近江八幡市環境エネルギー センター	76	全連続	2016	近江八幡市竹町1143	0748-38-8110
中部清掃組合	中部清掃組合 日野清掃センター	180	全連続	2007	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155
彦根市	彦根市清掃センター	90	バッチ	1977	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	全連続	1998	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
"	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ (H25.5~休止)	28	バッチ	1997	長浜市西浅井町沓掛 1313-1	0749-88-0088
高島市	高島市環境センター	75	全連続	2002	高島市今津町途中谷 236	0740-24-0031

[※]平成28年度末時点

【粗大・不燃物処理施設、再資源化施設等】

事業主体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	施設所在地	電話番号
大津市	大津市北部クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 大型ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ (缶、びん、ペットボトル)	選別 破砕・圧縮	45	1991	大津市伊香立北在地町272	077-598-2781
"	大津市北部クリーンセンター (プラスチック容器資源化施設)	プラスチック製容器包装類	選別 圧縮・梱包	10	2006	"	"
"	大津市北部クリーンセンター (北部廃棄物最終処分場)	資源ごみ (びん)	選別	4. 5	2014	大津市伊香立下龍華町815-1	077-598-2532
"	大津市大津クリーンセンター (再資源化施設)	資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)	選別 圧縮・梱包	11.5	1986	大津市大石中6-5-1	077-546-3081
"	大津市大津クリーンセンター (破砕施設)	不燃ごみ、大型ごみ、直接搬入ごみ	破砕	25	1983	"	"
草津市	草津市立クリーンセンター (破砕ごみ処理施設)	粗大ごみ 破砕ごみ	破砕	10	1996	草津市馬場町1200	077-562-6361
"	草津市立クリーンセンター (金属処理施設)	金属類	選別 圧縮	10	"	"	"
"	草津市立クリーンセンター (ペットボトル圧縮梱包施設)	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1.5	2003	"	"
"	草津市立クリーンセンター (プラスチック圧縮梱包処理施設)	プラスチック	選別 圧縮・梱包	9	2005	"	"
守山市	守山市環境センター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ その他	破砕・圧縮	30	1986	守山市幸津川町2845	077-585-3728
"	守山市環境センター (アルミセパレーター)	金属類	選別	6	1992	"	"
"	守山市環境センター (プラスチック類圧縮減容梱包機)	ペットボトル プラスチック	圧縮・梱包	4	2000	"	"
栗東市	栗東市環境センター	粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破砕	6	2002	栗東市六地蔵31	077-553-1901
"	II.	紙類 金属類 ガラス類 ベットボトル ブラスチック 布類 直接搬入ごみ 事業系生ごみ その他	選別 圧縮・梱包 ごみ堆肥化	26	"	"	"
野洲市	野洲クリーンセンター (リサイクルセンター)	粗大ごみ 不燃ごみ	破砕・選別	7	2016	野洲市大篠原3335	077-588-0568
"	11	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1	"	"	"
湖南市	湖南市リサイクルプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ	破砕・選別	22	1997	湖南市岩根136	0748-75-3933
"	"	ペットボトル	圧縮・梱包	1	"	"	"
"	"	缶類	選別・圧縮	5. 7	"	"	"
近江八幡市	近江八幡市 環境エネルギーセンター	不燃ごみ 粗大ごみ	破砕・選別	8. 17	2016	近江八幡市竹町1143	0748-38-8110
"	"	缶類	選別・圧縮	0. 60	"	"	"
"	II	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	0. 87	"	"	"
中部清掃組合	中部清掃組合 粗大ごみ処理施設	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破砕・圧縮	50	1994	東近江市種町528	0748-42-2294
"	中部清掃組合 能登川リサイクルセンター	ペットボトル	圧縮・梱包	1.5	1998	"	"
II .	中部清掃組合 日野清掃センター リサイクルセンター	紙類 プラスチック その他資源ごみ	圧縮・梱包 その他	1. 9	2007	蒲生郡日野町北脇 1-1	0748-53-0155
彦根市	彦根市清掃センター (粗大ごみ処理場)	粗大ごみ 直接搬入ごみ	破砕・選別	50	1979	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
"	彦根市清掃センター (びん選別装置)	ガラス類	選別	8	1990	"	"
"	彦根市清掃センター (缶選別圧縮装置)	金属類	選別 圧縮	4. 9	1997	"	"
"	彦根市清掃センター (ペットボトル圧縮梱包装置)	ペットボトル	圧縮・梱包	1	2001	"	"
"	彦根市清掃センター (プラスチックごみ減容装置)	不燃ごみ	熱風溶融圧 縮	7. 5	1988	彦根市開出今町1330	"
胡東広域衛生 管理組合	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	可燃ごみ 直接搬入ごみ	ごみ燃料化	22	1997	東近江市平柳町3-1	0749-45-0366
高島市	高島市環境センター	粗大ごみ	破砕・圧縮	15	2004	高島市今津町途中谷236番地	0740-24-0031
"	"	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル ブラスチック 布類 その他資源ごみ	選別 圧縮・梱包	10	"	"	"
胡北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	破砕	40	1990	長浜市大依町1337	0749-74-3377
"	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ (リサイクルプラザ)	プラスチック製容器包装 資源ごみ 発泡スチロール	選別 圧縮・梱包 減溶 その他	6.8	1999	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
"	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	(H27.4~休 止) 一時保管	5	1997	長浜市西浅井町沓掛 1313-1	0749-88-0088
"	"	資源ごみ	"	3	"	"	"

【一般廃棄物最終処分場】

事業主体名	来 彻 取 称 处 万 场 】 施設名称	埋立地面積 (m²)	全体容積 ^(m³)	平成27年度 埋立実績量 (m³)	平成27年度末 残余容量 (m³)	埋立場所	埋立開始 年度	遮水工	浸出水 処理施設
大津市	大田廃棄物最終処分場	19, 200	225, 600	3, 802	8, 810	山間	1994	有	有
II .	大津市北部廃棄物 最終処分場増設2期	14, 600	188, 200	5, 097	53, 311	山間	2001	有	有
守山市	守山市一般廃棄物 最終処分場	9, 260	32, 000	696	21, 520	平地	2004	有	有
栗東市	岡最終処分場	4, 710	24, 000	52	1, 788	平地	1977	有	有
甲賀市	信楽不燃物処理場	14, 300	38, 500	276	3, 393	山間	1986	有	有
野洲市	蓮池の里第二処分場	7, 800	32, 000	518	22, 775	平地	2002	有	有
東近江市	東近江市一般廃棄物 最終処分場	12, 122	36, 500	37	27, 165	平地	1987	無	無
近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物 最終処分場	24, 800	157, 514	567	72, 347	平地	1999	有	有
中部清掃組合	安土一般廃棄物 最終処分場	14, 000	75, 000	2, 533	30, 447	平地	2002	有	有
愛知郡広域 行政組合	愛知郡広域行政組合 ガレキ処分場	5, 600	28, 200	194	15, 339	山間	1988	無	無
彦根愛知犬上広 域行政組合	中山投棄場	26, 000	237, 000	4, 954	43, 695	山間	1998	有	有
湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ	14, 700	97, 000	751	95, 071	山間	2015	有	有
n .	余呉一般廃棄物 最終処分場	6, 800	35, 800	146	14, 805	山間	1986	有	有
高島市	今津不燃物処理場	7, 800	58, 000	1, 036	8, 379	山間	1991	有	有
"	朽木不燃物処理場	2, 430	5, 368	22	1, 690	山間	1984	有	有
"	新旭不燃物処理場	10, 808	160, 650	16	185	山間	1968	有	有

※平成27年度末時点

【し尿処理施設】

事業主体名	施設名称	処理能力 (kl/日)	使用開始 年度	所在地	電話番号
大津市	大津市南部衛生プラント	90	1985	大津市羽栗1-18-1	077 (546) 1203
"	大津市志賀衛生プラント	23	2006	大津市北比良1039-3	077 (596) 1331
彦根市	彦根市衛生処理場	156	1978	彦根市開出今町1330	0749 (24) 2497
近江八幡市	近江八幡市立 第1クリーンセンター	100	1978 (2013施設 変更により 再稼働)	近江八幡市津田町18-3	0748 (36) 5509 ※近江八幡市環境課
湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター 第1プラント	157	1983	長浜市湖北町海老江 1049	0749 (79) 0181
八日市布引ライフ組合	八日市布引ライフ組合 衛生センター	255	1996	東近江市柴原南町1590	0748 (22) 0465
甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合 衛生センター第1施設	96	2012	甲賀市水口町水口6458	0748 (62) 0809
湖東広域衛生管理 組合	湖東広域衛生管理組合 豊楠苑	80	1979	犬上郡豊郷町大字八町 500	0749 (35) 4058
湖南広域行政組合	湖南広域行政組合 環境衛生センター	168	2001	草津市集町404-1	077 (568) 0251

3. 災害廃棄物処理に係る支援協定の内容

(1) 無償団体救援協定書(災害一般廃棄物の収集運搬) 【滋賀県環境整備事業協同組合】

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物(以下「災害一般廃棄物」という。)の収集運搬に関して、滋賀県(以下「甲」という。)が滋賀県環境整備事業協同組合(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続き)

第2条 甲は、被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。)から災害一般廃棄物の収集運搬について 協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

(被災市町村との協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(経費負担)

第4条 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に支援協力に要する一切の経費負担を求めないものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱い窓口は、甲において滋賀県琵琶湖環境部廃棄物対策課、乙においては滋賀県環境 整備事業協同組合事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成16年 1月19日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年 1月19日

甲 滋賀県

代表者 滋賀県知事 國松 善次

乙 滋賀県環境整備事業協同組合 代表者 理事長 北川 光明

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる協力要請書 (滋賀県環境整備事業協同組合)

様式第1号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる協力要請書

第 号年 月 日

滋賀県環境整備事業協同組合理事長 様

滋賀県知事 〇〇〇 〇〇

無償団体救援協定(災害一般廃棄物の収集運搬)の第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

- 1. 協力を要請する市町名
- 2. 被災の状況
- 3. 協力要請の内容
 - ①予定期間
 - ②作業内容
 - ③作業場所
 - ④必要な人員、車両・資機材の数量等
- 4. その他必要な事項
 - ①市町担当者名(所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス)
 - ②その他

様式第2号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる実施報告書

第 号年 月 日

滋賀県知事 〇〇〇 〇〇

滋賀県環境整備事業協同組合理事長

無償団体救援協定(災害一般廃棄物の収集運搬)の第3条の規定に基づき要請があったことについて、下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

- 1. 実施市町名
- 2. 実施内容
 - ①実施期間
 - ②実施した作業内容
 - ③実施場所
 - ④従事した人員、車両・資機材の数量等
- 3. その他必要な事項
 - ①組合担当者名(所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス)
 - ②その他

(2) 無償団体救援協定書(災害一般廃棄物の収集運搬) 【湖北環境協同組合】

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物(以下「災害一般廃棄物」という。)の収集運搬に関して、滋賀県(以下「甲」という。)が湖北環境協同組合(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続き)

第2条 甲は、被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。)から災害一般廃棄物の収集運搬について 協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

(被災市町村との協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものと する。

(経費負担)

第4条 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に支援協力に要する一切の経費負担を求めないものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱い窓口は、甲において滋賀県琵琶湖環境部廃棄物対策課、乙においては湖北環境協 同組合事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成16年 1月19日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年 1月19日

甲 滋賀県 代表者 滋賀県知事 國松 善次

乙 湖北環境協同組合 代表者 理事長 堀川 吉孝

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる協力要請書 (湖北環境協同組合)

様式第1号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる協力要請書

第 号年 月 日

湖北環境協同組合理事長 様

滋賀県知事 〇〇〇 〇〇

無償団体救援協定(災害一般廃棄物の収集運搬)の第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

- 1. 協力を要請する市町名
- 2. 被災の状況
- 3. 協力要請の内容
 - ①予定期間
 - ②作業内容
 - ③作業場所
 - ④必要な人員、車両・資機材の数量等
- 4. その他必要な事項
 - ①市町担当者名(所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス)
 - ②その他

様式第2号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる実施報告書

第 号年 月 日

滋賀県知事 〇〇〇 〇〇

湖北環境協同組合理事長

無償団体救援協定(災害一般廃棄物の収集運搬)の第3条の規定に基づき要請があったことについて、下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

- 1. 実施市町名
- 2. 実施内容
 - ①実施期間
 - ②実施した作業内容
 - ③実施場所
 - ④従事した人員、車両・資機材の数量等
- 3. その他必要な事項
 - ①組合担当者名(所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス)
 - ②その他

災害廃棄物処理委託契約書の例(滋賀県環境整備事業協同組合・湖北環境協同組合)

(注) 県・市町等の財務規則等に合致するかたちで適宜修正の上、使用すること

災害廃棄物処理委託契約書(案)の例

○○市町(以下「甲」という。)と△△△△(以下「乙」という。)は、甲の区域内で発生した災害廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に平成□□年◇◇◇◇ (災害の名称等)により発生した災害廃棄物 (以下「災害廃棄物」という。)を第10条で定める期間中に収集・運搬する業務 (以下「委託業務」という。)を委託する。

(委託内容)

第2条 甲が乙に対し収集・運搬を委託する災害廃棄物の種類および数量等は別添仕様書のとおりとする。

(遵守事項)

第3条 甲および乙は、委託業務の遂行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その 他関係法令を遵守するものとする。

(甲の義務と責任)

- 第4条 甲は、処理を委託する災害廃棄物の種類、数量、性状(形状、成分、有害物質の有無および臭気)、荷姿、混合等により生ずる支障、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を乙に提供するものとする。
- 2 甲は、委託期間中、適切な処理および事故防止の観点から、委託する災害廃棄物の性状等の 変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容および程度の情報を通知 するものとする。
- 3 甲は、甲が委託する災害廃棄物の取扱に必要な情報を的確に乙に通知しないことに起因して 乙の業務に重大な支障が生じたときには、その賠償の責めを負うものとする。
- 4 収集・運搬作業の際に発生した事故については、その原因が甲の責めに帰すべき場合を除き、 乙が責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から委託された委託業務を第三者に委託してはならない。

(義務の譲渡禁止)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の 書面による承諾を得た場合はこの限りでない。 (委託業務終了報告)

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(委託料)

第8条 乙は、甲に委託業務の実施に要する費用を一切求めないものする。

(秘密の保持)

第9条 甲および乙は、業務上知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約期間)

第10条 この契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲または乙は、この契約の条項のいずれかまたは法令等の規定に違反するとき、または甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定または法令等の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づく災害廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の 責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(その他)

第12条 この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲 乙双方は誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

住所

氏名 印

(乙) 受託者

(甲) 委託者

住所

氏名 印

(3)災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書【一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会】

滋賀県(以下「甲」という。)と一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、滋賀県内に災害が発生した場合に、甲が乙に対し災害廃棄物の処理等の協力を 要請するに当たって必要な事項を定めることにより、災害廃棄物を速やかに撤去し、被災地の早期 復旧と生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に掲げる災害をいう。

(2) 災害廃棄物

地震、台風等の災害により倒壊、焼失した建物等の解体撤去に伴って発生した木くず、コンクリート塊、金属くず等およびこれらの混合物ならびに災害に伴い発生した緊急に処理を要する廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。)をいう。

(3) 処理等

災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理、処分およびこれらを行うに当たり必要な作業をいう。

(協力の要請)

- 第3条 甲は、滋賀県内の市町および一部事務組合(以下「市町等」という。)が実施する災害廃棄物の処理等について、市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を様式第1号により乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知する。
 - (1) 協力を要請する市町等名
 - (2)被災の状況
 - (3) 協力要請の内容(作業内容、必要な人員、車両・資機材の数量等)
 - (4) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

- 第4条 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、乙の会員の中から協力可能な人員、車両、 資機材等を手配し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする
- 2 乙が実施する災害廃棄物の処理等は、要請を行った市町等との協議に基づくものとする。
- 3 災害廃棄物の処理等に必要な仮置き場等については、要請を行った市町等が確保するものとする。
- 4 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する会員に対し、次の各号に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。
 - (1) 労働災害および交通事故の未然防止に万全を期すること。
 - (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (3) 災害廃棄物の再利用および再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

- 第5条 甲は、乙に災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、被災市町等との連絡体制の整備に努めるとともに、被災・復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。
- 2 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の

状況等必要な情報を甲へ提供するものとする。

(実施報告)

- 第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき乙の会員が災害廃棄物の処理を実施したときは、次の 各号に掲げる事項を様式第2号により甲に報告するものとする。
 - (1) 実施市町等名
 - (2) 実施内容
 - (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条の要請により乙の会員が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として、要請を行った市町等が負担するものとし、その額等は災害発生直前における適正な価格を基準として、協力要請を行った被災市町等と当該乙の会員とが協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲および要請を行った市町等の責に帰さない事由により、災害廃棄物の処理等の実施 に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他 法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、乙においては一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会員の状況等の報告)

- 第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要に応じ、会員の協力可能な人員、車両、資機材等の状況を調査し、把握しておくこと。
- 2 甲は必要と認めた場合、乙に前項の調査情報の提供を求めることができる。

(他都道府県への支援)

第12条 甲は、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等について応援を行うために、乙 に協力要請を行った場合においては、乙はこの協定に準じ、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 8月27日

甲 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 大津市梅林一丁目3番30号 一般社団法人 滋賀県産業廃棄物協会 会 長 竹之内 實

様式第1号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる協力要請書

第 号年 月 日

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会会長 様

滋賀県知事 〇〇〇 〇〇

「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

- 1. 協力を要請する市町名
- 2. 被災の状況
- 3. 協力要請の内容
 - ①予定期間
 - ②作業内容
 - ③作業場所
 - ④必要な人員、車両・資機材の数量等
- 4. その他必要な事項
 - ①市町担当者名(所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス)
 - ②その他

様式第2号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる実施報告書

第 号年 月 日

滋賀県知事 〇〇〇 〇〇

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会会長

「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」第3条の規定に基づき要請があったことについて、下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

- 1. 実施市町名
- 2. 実施内容
 - ①実施期間
 - ②実施した作業内容
 - ③実施場所
 - ④従事した人員、車両・資機材の数量等
- 3. その他必要な事項
 - ①組合担当者名(所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス)
 - ②その他

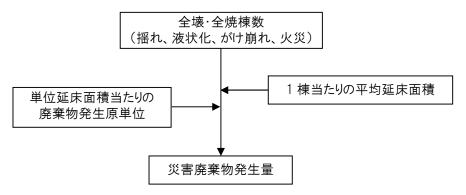
4. 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の推計方法

(1) 地震に伴う災害廃棄物発生量・要処理量

く発生量>

- 災害廃棄物発生量は、滋賀県地震被害想定結果を用い、下図の流れで推計を実施。
- 災害廃棄物発生量は、全壊(揺れ・液状化・がけ崩れ)・焼失(火災)建物により生じる廃棄物を対象とし、全壊・焼失棟数の総延床面積に単位延床面積当たりの災害廃棄物発生量を掛け合わせることで、可燃物および不燃物量を算出。

図表1 災害廃棄物発生量の推計の流れ 【出典】滋賀県地震被害想定(一部加筆修正)



図表1 災害廃棄物発生量の推計式【出典】震災廃棄物対策指針(一部加筆修正)

推計式 Q1=s×q1×N1

Q1:災害廃棄物発生量(t)

s[※]:1棟当たりの平均延床面積(平均延床面積)(㎡/棟)

q1:単位延床面積当たりの災害廃棄物発生量(原単位)(t/m)

N1:解体建築物の棟数(解体棟数=全壊棟数)(棟)

※「滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務(平成29年3月)」の各市町算出結果では、平成25年度 滋賀県地 震被害想定調査業務 報告書(H26.3)に記載されている滋賀県 構造別建物棟数と延床面積(m2)の市町別データを 適用

図表2阪神・淡路大震災における単位延床面積当たり災害廃棄物発生量【出典】滋賀県地震被害想定

7	造	非木造		
可燃(t/m²)	不燃(t/m²)	可燃(t/m²)	不燃(t/m²)	
0.194	0.502	0.120	0.987	

● 地震被害想定にもとづき算出した可燃物および不燃物量に、下表に示す割合を掛け合わせる ことにより、発災時の組成別災害廃棄物量を算出。下表は、阪神・淡路大震災の事例等(廃 棄物学会誌等)から得られている建築物構造別の解体時及び倒壊・焼失時の割合。

【組成別災害廃棄物量】

木造可燃物=木くず 100%

木造不燃物=コンクリートがら 43.9%、金属くず 3.1%、その他(残材)53.0%

非木造可燃物=木くず 100%

非木造不燃物=コンクリートがら 95.9%、金属くず 3.9%、その他(残材)0.1%

図表3 災害廃棄物発生量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

	地震	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
	琵琶湖西岸	927 千 t	1,892 千 t	104 千 t	1,102 千 t	4,025 千 t
	断層帯地震	23%	47%	3%	27%	100%
内陸	花折断層帯地震	432 千 t	876 千 t	48 千 t	514 千 t	1,870 ↑ t
活	化加州周市地展	23%	47%	3%	27%	100%
陸活断層	木津川断層帯	131 千 t	178 千 t	12 千 t	173 千 t	494 千 t
に	地震	26%	36%	2%	35%	100%
る	鈴鹿西縁断層帯	272 千 t	373 千 t	24 千 t	360 ↑ t	1,030 ↑ t
よる地震	地震	26%	36%	2%	35%	100%
辰	柳ヶ瀬・関ヶ原	261 千 t	377 千 t	24 千 t	342 千 t	1,003 千 t
	断層帯地震	26%	38%	2%	34%	100%
	毎トラフ巨大地震	298 千 t	531 千 t	31 千 t	370 千 t	1,231 千 t
	#177日人地辰	24%	43%	2%	30%	100%

<要処理量>

● 算出した災害廃棄物発生量に、東日本大震災における岩手県での処理実績をもとに設定した 下表の選別率を掛け合わせることにより、災害廃棄物要処理量を算出。

図表4 災害廃棄物の選別率

					選 別 後			
		柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
	木くず	15%	0%	55%	0%	30%	0%	100%
	コンクリートがら	0%	80%	0%	0%	20%	0%	100%
選別前	金属くず	0%	0%	0%	95%	5%	0%	100%
前	その他(残材)	0%	0%	0%	0%	85%	15%	100%
	津波堆積物	0%	0%	0%	0%	20%	80%	100%

図表5 災害廃棄物要処理量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

	地震	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
	琵琶湖西岸断	139 千 t	1,513 千 t	510 千 t	99 千 t	1,598 千 t	165 千 t	4,025 千 t
山内	層帯地震	3%	38%	13%	2%	40%	4%	100%
内陸活断層に	花折断層帯	65 千 t	701 千 t	237 千 t	46 千 t	744 千 t	77 千 t	1,870 千 t
活	地震	3%	37%	13%	2%	40%	4%	100%
阿属	木津川断層帯	20 千 t	143 千 t	72 千 t	11 千 t	223 千 t	26 千 t	494 千 t
	地震	4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%
よる地震	鈴鹿西縁	41 千 t	298 千 t	150 千 t	23 千 t	464 千 t	54 千 t	1,030 千 t
地	断層帯地震	4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%
震	柳ヶ瀬・関ヶ原	39 千 t	302 千 t	144 千 t	23 千 t	445 千 t	51 千 t	1,003 千 t
	断層帯地震	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
去法		45 千 t	425 千 t	164 千 t	29 千 t	512 千 t	56 千 t	1,231 干 t
	計ラフ巨大地震	4%	35%	13%	2%	42%	5%	100%

(2) 水害廃棄物の発生量

● 滋賀県防災情報マップとして公表される浸水想定区域図をもとに、建物被害(床上浸水および床下浸水)世帯数を整理し、下表に示す発生原単位を掛け合わせることにより算出。

図表6 試算条件

発生原単位	3.79t/世帯(床上浸水)、0.08t/世帯(床下浸水)			
被害区分と浸水深	床下浸水:浸水深 0~0.5m、床上浸水:浸水深 0.5m 以上			
災害廃棄物量	災害廃棄物量(t)=			
	3.79 × 床上浸水家屋数(世帯) + 0.08 × 床下浸水家屋数(世帯)			

[※]水害廃棄物対策指針に基づく。なお、同指針では家屋数あたりの発生原単位が示されているが、本計画では浸水家屋数を世帯数から把握した。

図表7 水害における災害廃棄物発生量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

琵琶湖/河川	床上浸水(世帯数)	床下浸水(世帯数)	災害廃棄物発生量(t)
琵琶湖	17,982	24,650	70,124
草津川	162	567	657
野洲川下流	16,076	29,605	63,297
野洲川上流	962	1,958	3,804
杣川	376	108	1,432
日野川	10,199	9,382	39,406
愛知川	12,048	9,850	46,448
姉川および高時川	12,281	11,196	47,441
安曇川	4,951	1,331	18,872
天野川	1,442	2,604	5,675
宇曽川	843	1,575	3,321
芹川	7,658	12,448	30,021
犬上川	3,128	5,163	12,268
大戸川	424	143	1,619
余呉川	215	1,026	898

(3) 災害廃棄物処理可能量の推計方法

①焼却施設の災害廃棄物処理可能量の推計方法

● 試算条件を、下表に示す。焼却施設の処理可能量は、施設を最大限稼働させた場合の年間処理能力から、年間処理量(実績)を差し引くことにより算出。

図表8 一般廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件

処理可能量	処理可能量(t)=年間処理能力(t/年)-年間処理量(実績)(t/年度)
	※大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量(t/3年)についても算出
	する(過去の大規模災害では概ね3年間で災害廃棄物を処理している)。ただし、
	事前調整等を考慮し実稼働期間は 2.7 年とし、十の位を切り捨てて算出する。
年間処理能力	年間最大稼働日数(日/年)×処理能力(t/日)
年間最大稼働日数	アンケート結果に基づく(平成 28 年度実施)
年間処理量(実績)	平成 27 年度の実績値
備考	・平成 28 年度から供用開始した施設(野洲クリーンセンター・近江八幡市環境エネル
	ギーセンター)は、処理能力を新施設、年間処理量実績を平成 27 年度実績とした。
	·RDF 施設は、災害時に避難所ごみ等の生活ごみの処理は行うが、家屋解体に伴うガ
	レキ(木くず、コンクリートがら、不燃物、可燃物等)の処理は過去の実績からも処理に
	適していないことから、処理可能量の検討対象外とした。

図表9 産業廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件

処理可能量	処理可能量(t)=処理能力(t/日)×災害廃棄物処理可能日数(日/年)
	※大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量(t/3年)についても算出
	する(過去の大規模災害では概ね3年間で災害廃棄物を処理している)。ただし、
	事前調整等を考慮し実稼働期間は 2.5 年とし、十の位を切り捨てて算出する。
処理能力(t/日)	各施設の木くずの処理能力を基本とするが、木くずの許可を有していない場合は廃プ
	ラスチック類の処理能力で検討する。
災害廃棄物処理	年間最大稼働日数(日/年)一年間稼働日数(実績)(日/年)
可能日数(日/年)	※年間稼働日数は、処理実績より概算
年間最大稼働日数	250 日(稼働率 68.5%)
	※平日稼働した場合を想定して設定
年間処理量(実績)	平成 27 年度の実績値
対象施設	平成 27 年度に処理実績を有する施設

図表 10 一般廃棄物焼却施設の処理可能量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

地域	市町等	施設名	処理能力 (t/日)	年間最大稼働 日数(日/年)	年間処理能 力(t/年)	年間処理量実 績(t/年度)	処理可能量 (t/年)	処理可能量 (t/3年)
大津	大津市	大津市環境美化センター	180	350	63,000	41,242	21,758	58,700
入洋	入净巾	大津市北部クリーンセンター	170	270	45,900	39,619	6,281	16,900
	草津市	草津市立クリーンセンター	150	261	39,150	32,998	6,152	16,600
南部	守山市	守山市環境センター	90	347	31,230	14,365	16,865	45,500
用 叫	栗東市	栗東市環境センター	76	339	25,764	15,206	10,558	28,500
	野洲市	野洲クリーンセンター	43	326	14,018	11,640	2,378	6,400
甲賀	甲賀広域行政 組合	甲賀広域行政組合衛生 センター 第2施設	150	255	38,250	38,285	0	0
東近江	近江八幡市	近江八幡市環境エネル ギーセンター	76	354	26,904	22,352	4,552	12,200
宋近江	中部清掃組合	中部清掃組合日野清掃センター	180	336	60,480	35,935	24,545	66,200
湖東	彦根市	彦根市清掃センター	90	365	32,850	32,264	586	1,500
湖北	湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	251	42,168	34,011	8,157	22,000
高島	高島市	高島市環境センター	75	280	21,000	13,810	7,190	19,400
	県行	슼計	1,448	_	440,714	331,727	109,022	293,900

[※]上記試算条件に基づく試算であり、実際の状況とは異なることがあることに留意。

[※]平成27年度実績に基づくもの。今後、施設の状況変化があり得るものであることに留意。

図表 11 産業廃棄物焼却施設の処理可能量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

地域	車業之	型型能力(i		年間処理量実	処理可能量	処理可能量
地域	尹未召		廃棄物の種類	績(t/年度)	(t/年)	(t/3年)
大津	А	1.0	木くず	167	84	200
南部	В	5.1	木くず	731	515	1200
(in if)	O	0.9	木くず	162	58	100
	D	4.3	廃プラスチック類	38,568	*	*
甲賀	E	4.8	木くず	1,440	*	*
	F	4.7	木くず	1,604	*	*
東近江	G	7.2	廃プラスチック類	19,675	*	*
米近江	Н	4.8	木くず	1,163	37	*
湖東	_	2.9	木くず	350	*	*
/明朱	J	0.1	廃プラスチック類	26	*	*
県	le合計	36	_	63,886	694	1,500

^{*:}前記の試算条件の場合、余力無し

②最終処分場の災害廃棄物処理可能量の推計方法

- 一般廃棄物および産業廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件を下表に示す。
- 最終処分場の処理可能量は、残余容量から平時の埋立処分量 10 年分を差し引くことにより 10 年後残余容量を算出し、重量に換算することで算出。

図表12 一般廃棄物および産業廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件

処理可能量	処理可能量(t)=
	(残余容量(m³)—年間埋立処分量(実績)(m³/年度)×10年)×1.5(t/m³)
	※年間埋立処分量(実績)が重量のみの場合、下記により算出した。
	処理可能量(t)=
	(残余容量(m³)×1.5(t/m³)—年間埋立処分量(実績)(t/年度)×10年))
	※災害が直ちに発生するとは限らないこと、最終処分場の新設に数年を要することか
	ら、10 年間の生活ごみ埋立量を残余容量から差引いた値とした。
年間埋立処分量 (実績)	平成 27 年度の各最終処分場における埋立処分量の実績値
備考	・栗東市岡最終処分場については、自治会活動における環境保全事業に伴う河川
	等の浚渫土のみを埋め立て処分しているため、災害廃棄物の処理可能量の推計対
	象外とした。
	・産業廃棄物最終処分場については、平成27年度に処理実績を有する施設を対象
	とした。
	・彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場については、平成 27 年度で埋立てを終
	了したため、災害廃棄物の処理可能量の推計対象外とした。

[※]上記試算条件に基づく試算であり、実際の状況とは異なることがあることに留意。

[※]平成27年度実績に基づくもの。今後、施設の状況変化があり得るものであることに留意。

図表 13 一般廃棄物最終処分場の処理可能量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告

地域	市町等	施設名	残余容量 (m³)	年間埋立容量 (m³/年度)	10年後残余容量 (m³)	処理可能量 (t)
大津	大津市	大津市大田廃棄物最終処分場	8,810	3,802	0	0
人洋	人洋巾	大津市北部廃棄物最終処分場 増設2期	36,111	5,097	0	0
	守山市	守山市一般廃棄物最終処分場	21,520	696	14,500	21,800
南部	栗東市	栗東市岡最終処分場	1,788	52	1,200	_
	野洲市	蓮池の里第二処分場	22,776	518	17,500	26,300
甲賀	甲賀市	信楽不燃物処理場	3,393	276	600	900
	近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物最終 処分場	95,377	908	86,200	129,400
東近江	東近江市	東近江市一般廃棄物最終処分場(下日吉)	27,165	17	26,900	40,400
朱近江	愛知郡広域行政 組合	愛知郡広域行政組合ガレキ処分場	15,339	194	13,300	20,000
	中部清掃組合	安土一般廃棄物最終処分場	30,447	2,533	5,100	7,600
湖東	彦根愛知犬上広 域行政組合	中山投棄場	43,695	4,954	0	_
湖北	湖北広域行政事	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ	95,614	1,173	83,800	125,800
ᄱᆀᆚ	務センター	湖北広域行政事務センター 余呉一般廃棄物最終処分場	15,011	176	13,200	19,800
		今津不燃物処理場	8,379	1,036	0	0
高島	高島高島市	朽木不燃物処理場	1,690	22	1,400	2,200
		新旭饗庭不燃物処理場	185	16	0	0
		県合計	427,300	21,470	263,700	394,200

※上記試算条件に基づく試算であり、実際の状況とは異なることがあることに留意。

※平成27年度実績に基づくもの。今後、施設の状況変化があり得るものであることに留意。

図表14 産業廃棄物最終処分場の処理可能量

【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

地域	事業者	残余容量 (m³)	年間埋立量 (t/年度)	処理可能量 (t)	施設の種類
大津	А	10,395	8,639	0	安定型
入净	В	456,000	19,882	485,100	安定型
甲賀	С	794,354	70,132	0	管理型
甲貝	D	17,299	514	20,800	安定型
本近江	E	3,408	24	4,800	安定型
東近江	F	1,053	1,019	0	安定型
県	県 合計		100,209	510,700	_

※事業者Cは、覆土を含む埋立量(101.992m³)により処理可能量を算出した。

※不燃物は管理型最終処分場への搬入を想定し、産廃最終処分場の処理は見込めないと想定。

図表 15 可燃物発生量と処理可能量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

				処理可能量	(千トン/3年)			
地域	琵琶湖西	花折断層	木津川断	鈴鹿西縁	柳ヶ瀬・関	南海トラフ	焼却施設	焼却施設
104%	岸断層帯	帯地震	層帯地震	断層帯	ケ原断層	巨大地震	(一般廃棄物)	(一般廃棄物及
	地震			地震	帯地震			び産業廃棄物)
大津	287.4	186.0	0.4	0.0	0.0	39.7	75.6	75.8
南部	199.5	50.4	0.2	0.0	0.0	33.3	97.0	98.3
甲賀	0.8	0.8	70.8	1.7	0.0	15.6	0.0	0.0
東近江	5.8	0.0	0.5	13.6	0.0	35.9	78.4	78.4
湖東	0.1	0.0	0.0	119.0	7.0	29.3	1.5	1.5
湖北	0.0	0.0	0.0	15.4	136.4	10.1	22.0	22.0
高島	16.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.2	19.4	19.4
滋賀県	509.8	237.4	71.9	149.7	143.5	164.1	293.9	295.4

図表 16 不燃物発生量と処理可能量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

	因数 10							
		不燃物発生量(千トン)						
地域	琵琶湖西岸	花折断層	木津川断	鈴鹿西縁断	柳ヶ瀬・関ヶ原	南海トラフ巨	最終処分場	
	断層帯地震	帯地震	層帯地震	層帯地震	断層帯地震	大地震	(一般廃棄物)	
大津	899.6	582.8	1.3	0.0	0.0	124.2	0.0	
南部	627.8	158.3	0.5	0.0	0.0	105.2	48.1	
甲賀	2.6	2.5	219.2	5.4	0.0	48.5	0.9	
東近江	18.2	0.0	1.6	42.2	0.0	111.5	197.4	
湖東	0.3	0.0	0.0	368.8	21.7	90.8	0.0	
湖北	0.0	0.0	0.0	47.5	423.1	31.3	145.6	
高島	49.9	0.5	0.0	0.0	0.4	0.6	2.2	
滋賀県	1,598.4	744.1	222.6	463.8	445.2	512.1	394.2	

③し尿処理施設の処理可能量の推計方法

し尿処理施設の処理可能量(余力)は、処理能力から計画処理人口に由来する処理見込量を差し引くことにより算出します。

図表 17 し尿処理施設の処理可能量(余力)の算出条件

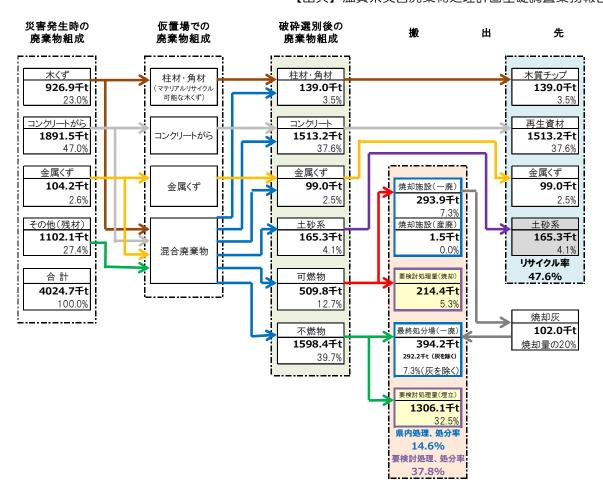
処理可能量	処理可能量(L/日)=処理能力(L/日)―計画処理見込量(L/日)
計画処理見込量	計画処理見込量(L/日)
	=平常時の処理実績量(L/日)×平常時に対する災害時の計画収集人口割合
平常時の処理実績量	年間処理量実績(L/年)/年間最大稼働日数(日/年)
	※年間処理量実績は、し尿処理施設で処理するし尿、浄化槽汚泥等の合計
平常時に対する災害時	平常時に対する災害時の計画収集人口割合
の計画収集人口割合	= {平常時の計画収集人口(人) – (計画収集人口の全避難者(人) +計
	画収集人口の死亡者数(人))}/平常時の計画収集人口(人)
	※計画収集人口の全避難者および死亡者数は、市町毎の避難者数および死亡者
	数に、計画収集人口、自家処理人口、公共下水道人口、浄化槽人口の割合を
	按分して算出する。
	※避難者数等は発災後の日数により変動する。(出典:滋賀県地震被害想定)

なお、全ての施設が被災せず災害直後から稼働可能なケースと被災により一部施設が稼働できないケースに分けて試算しています。

(4)災害廃棄物処理フロー

● 以下に対象地震ごとの災害廃棄物処理フローを示す。

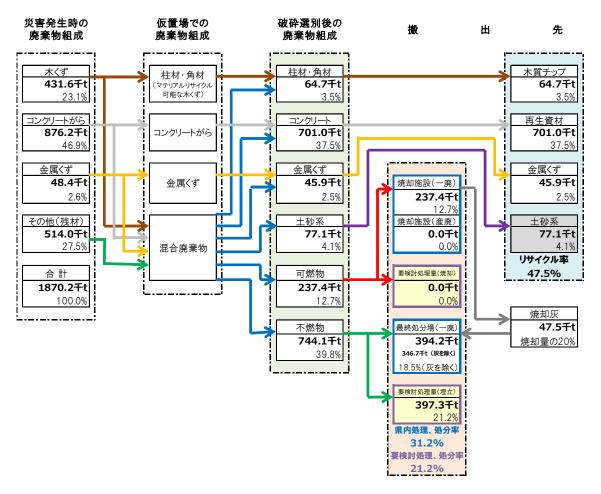
図表 18 琵琶湖西岸断層帯地震の処理フロー



図表 19 破砕選別後の災害廃棄物の搬出先

破砕選別後の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
柱材·角材	139.0	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	1513.2	全量を再生資材として活用
金属くず	99.0	全量を金属くずとして売却
土砂系	165.3	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	509.8	214.4 千 t の処理について要検討
不燃物	1598.4	1306.1 千 t の処理について要検討

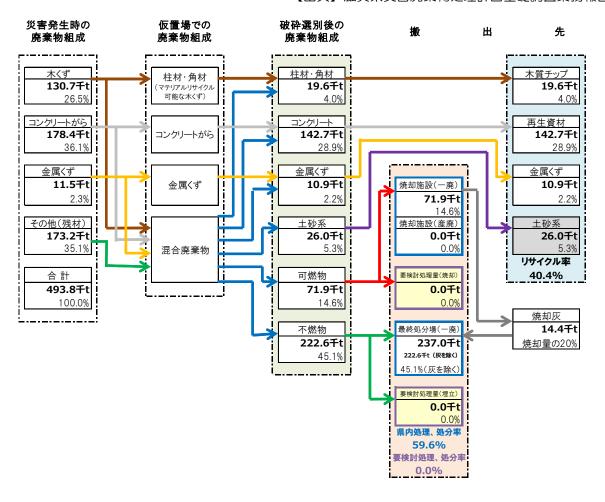
図表 20 花折断層帯地震の災害廃棄物処理フロー



図表 21 破砕選別後の災害廃棄物の搬出先

破砕選別後の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
柱材·角材	64.7	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	701.0	全量を再生資材として活用
金属くず	45.9	全量を金属くずとして売却
土砂系	77.1	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	237.4	全量を既往施設で焼却
不燃物	744.1	397.3 千 t の処理について要検討

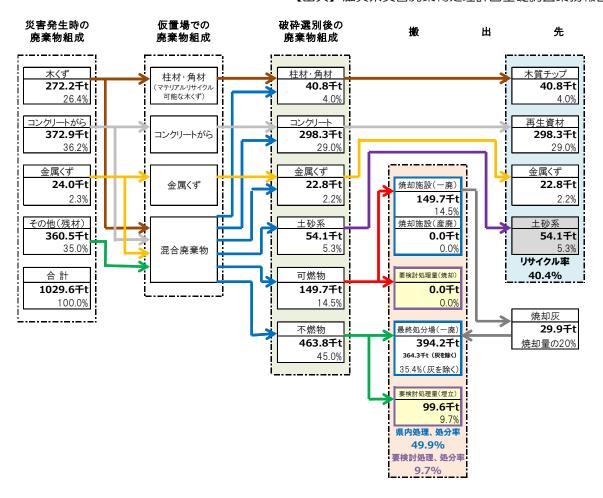
図表 22 木津川断層帯地震の災害廃棄物処理フロー



図表 23 破砕選別後の災害廃棄物の搬出先

破砕選別後の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
柱材·角材	19.6	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	142.7	全量を再生資材として活用
金属くず	10.9	全量を金属くずとして売却
土砂系	26.0	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	71.9	全量を既往施設で焼却
不燃物	222.6	全量を既往施設で埋立

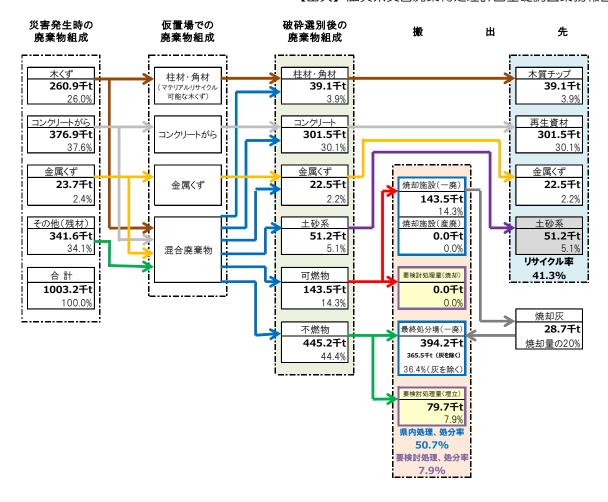
図表 24 鈴鹿西縁断層帯地震の災害廃棄物処理フロー



図表 25 破砕選別後の災害廃棄物の搬出先

破砕選別後の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
柱材·角材	40.8	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	298.3	全量を再生資材として活用
金属くず	22.8	全量を金属くずとして売却
土砂系	54.1	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	149.7	全量を既往施設で焼却
不燃物	463.8	99.6 千 t の処理について要検討

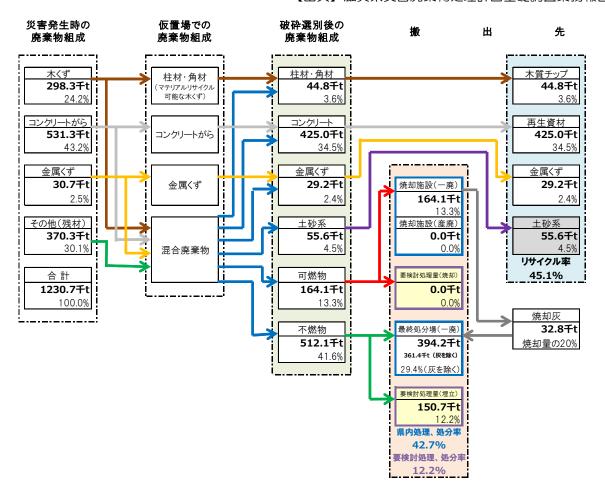
図表 26 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震の災害廃棄物処理フロー



図表 27 破砕選別後の災害廃棄物の搬出先

破砕選別後の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
柱材·角材	39.1	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	301.5	全量を再生資材として活用
金属くず	22.5	全量を金属くずとして売却
土砂系	51.2	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	143.5	全量を既往施設で焼却
不燃物	445.2	79.7 千 t の処理について要検討

図表 28 南海トラフ巨大地震の災害廃棄物処理フロー



図表 29 破砕選別後の災害廃棄物の搬出先

破砕選別後の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
柱材·角材	44.8	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	425.0	全量を再生資材として活用
金属くず	29.2	全量を金属くずとして売却
土砂系	55.6	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	164.1	全量を既往施設で焼却
不燃物	512.1	150.7 千 t の処理について要検討

(5)避難所ごみおよびし尿の推計方法

①避難所ごみ

- 避難所ごみは、避難者数に発生原単位を掛け合わせることにより算出。
- 避難者数は、滋賀県地震被害想定にもとづく避難所生活者数で、地震の種類ごとに最大の値 (一週間後の避難所生活者数)を使用。

図表 30 算出条件

避難所ごみ発生量	避難所ごみ発生量=
	避難者数(人)×発生原単位(g/人·日)
1人1日当たり	滋賀県:843 g/人·日
ごみ排出量	(一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)の平成 27 年度実績)

^{※「}災害廃棄物対策指針」【技 1-11-1-2】にもとづく。

②し尿収集量等

- し尿必要設置数は、仮設トイレの平均的容量、1人1日当たりし尿排出量、収集計画から算出される仮設トイレ設置目安により避難所避難者数を割ることで算出。
- 避難者数は、滋賀県地震被害想定にもとづく避難所生活者数で、地震の種類ごとに最大の値 (一週間後の避難所生活者数)を使用。
- 1人1日当たりのし尿排出量は、滋賀県地域防災計画に示される値(1.4L/人・日)を使用。

図表 31 算出条件 【出典】災害廃棄物対策指針【技 1-11-1-2】

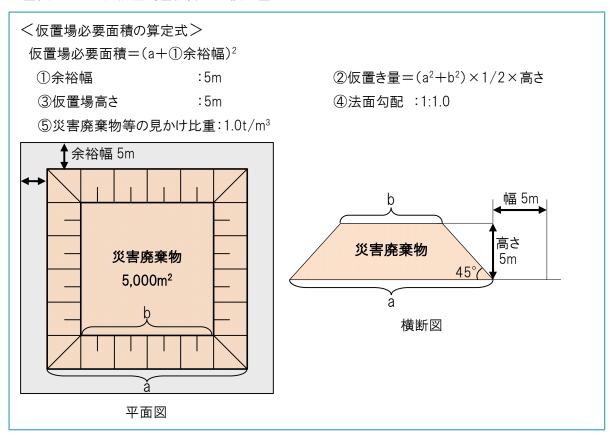
仮設トイレ必要設置数	仮設トイレ必要設置数=
	仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレ設置目安=
	仮設トイレの容量/し尿の1人1日平均排出量/収集計画
仮設トイレの平均的容量	400L
1人1日当たりし尿排出量	1.4L/人·日 ※滋賀県地域防災計画にもとづく
収集計画	3 日に 1 回の収集

5. 仮置場必要面積の推計方法

(1) 一次仮置場の必要面積推計方法

- 算出にあたっては、1 箇所当たりの底面積が 5,000m²となるよう災害廃棄物を仮置きすることを基本とし、容量が少ない場合は 4,000~200m²で仮置きするものとした。
- 災害廃棄物を全て仮置きする場合に必要な面積として推計。災害時には、別途、粗破砕・粗 選別を行う作業スペースが必要となるが、一方で、家屋解体の進捗等に応じて順次仮置場に 搬入することが想定されるため、推計値は目安とする。

図表 32 一次仮置場面積算定の模式図



※試算方法をわかりやすく示すため1箇所に集積する図としているが、実際には品目ごとに分けて集積することとなる

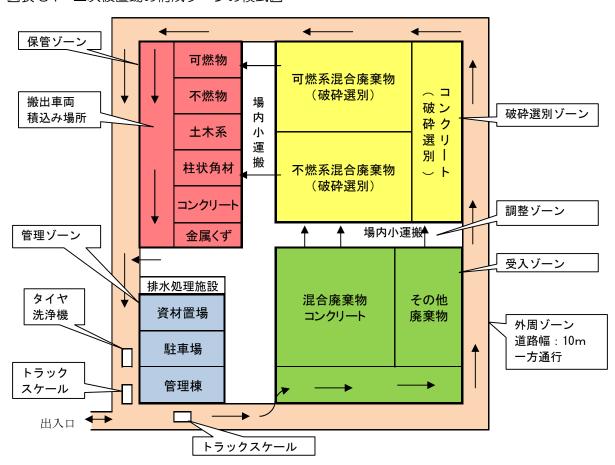
底面積(m²) 仮置量(m³) 必要面積(m²) 5,000 21,714 6,514 4,000 17.088 5,365 3,000 12,511 4,195 2,000 8.014 2,994 1.000 3.669 1.732 500 1,632 1,047 200 543 583

図表 33 仮置場面積と容量

(2) 二次仮置場の必要面積推計方法

- 二次仮置場は、東日本大震災において設置・運営されたものを機能別にみると、6つのゾーンで構成される。それぞれの利用形態と概略面積は下表に示すとおり。概略面積は、東日本大震災で市町からの事務委託により岩手県が設置・運営した4地区(久慈地区、宮古地区、山田地区、大槌地区)の事例をもとに、平均値を算出したもの。これらをもとに下表の試算条件により推計。
- 二次仮置場は「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」で検討されているところであり、今後新たな知見が示された場合には見直す。また、発災時には災害の規模、仮置場の敷地面積、処理方針等に応じて、仮置場の配置計画を検討する必要がある。

図表 34 二次仮置場の構成ゾーンの模式図



図表 35 二次仮置場の構成ゾーンと概略而積

区分	利用形態	面積(ha)
破砕選別ゾーン	コンクリート破砕ヤードを含む災害廃棄物の破砕選別等の中間処理	1.0
	ヤード (平均処理能力 620t/日)	
管理ゾーン	施工業者の管理棟、駐車場、倉庫等	0.4
受入ゾーン	処理前の災害廃棄物の受入ヤード、状況に応じ保管ゾーンに変更	0.9
保管ゾーン	処理後の災害廃棄物の保管ヤード、状況に応じ受入ゾーンに変更	0.6
外周ゾーン	二次仮置場外周道路(道路幅 10m を想定)	全体の約
調整ゾーン	二次仮置場内の工事用道路や利用不可のデッドスペース等	30%

図表 36 二次仮置場面積の試算条件

破砕選別ゾーン	二次仮置場に搬入する混合廃棄物及びコンクリート破砕量に応じて、620t/日 当たり 1.0ha をもとに算出。
受入及び保管ゾーン	二次仮置場に搬入する混合廃棄物及びコンクリート破砕量に応じて、占有面積を算出。(混合廃棄物:1.0t/m³、コンクリート:1.48t/m³)
処理期間	東日本大震災の事例にもとづき、処理期間 3 年のうち 870 日稼動。
備考	管理ゾーン、外周ゾーン及び調整ゾーンは、前頁の表の面積にしたがう。

6. 収集運搬能力について

(1) 建築物等の解体に伴うがれきなどの災害廃棄物

【トラック台数換算】

滋賀県地震被害想定で想定される地震ごとに、災害廃棄物発生量を 10 t ダンプトラックの台数に換算(以下に示す式をもとに算出)。

災害廃棄物発生量の運搬に必要な1日あたりの運搬車両(10tダンプトラック)台数

=災害廃棄物発生量/310*1/運搬車両(10t ダンプトラック)1日1台当たりの運搬量*2

※1:1年間(310日)で仮置場へ運搬すると仮定

※2: 運搬車両 (10t ダンプトラック) 1日1台当たりの運搬量=100/土砂 100m3 当り運搬日数

図表 37 災害廃棄物量の 10tダンプトラック換算台数

			10tダンプトラック		内區	内陸活断層による地震			
			1日1台当たりの 運搬量(m3)	琵琶湖西岸 断層帯地麓	花折断層帯 地震	木津川断層帯 地震	鈴鹿西線 断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震	南海トラフ巨大地震
災害廃棄物量(干t)		**	- MARKONIKOS B	4,025	1,870	494	1,030	1,003	1,231
	想定運搬距離 10	5km	55.6	234	109	29.	60	58	71
連騰車両必要台数 (台/日)		10km	32.3	402	187	49	103	100	123
	PRINCES CONTROL (NO.	15km	21.3	610	284	75	156	152	187

※想定運搬距離:熊本地震における事例(約4km~約13km)を踏まえたもの

【収集運搬能力】

収集運搬能力の10 t ダンプトラックの台数換算は、以下に示す式をもとに算出。 アンケートの回収率(51.8%)を考慮し、県全体の運搬能力を推計した。

収集運搬能力(1 日あたりの 10t ダンプトラック台数)= Σ (運搬車両積載量(t)×台数)/10t

図表 38 運搬能力の 10tダンプトラック換算台数

N			strates ===				
		琵琶湖西岸 断層帯地震	花折断層帯 地震	木津川断層帯 地震	鈴鹿西縁 断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震	南海トラフ巨大地震
アンケート結果 (回収率51.8%)	328	257	270	304	261	305	263
県全体試算結果	634	496	522	587	504	588	508

以上に基づき算出した収集運搬能力から、震度6強以上の地震に伴う車両保管場所の被災や車 両保管場所へのアクセスが被災して運行不能な時の収集運搬能力の低下を考慮して災害時に稼働 可能な収集運搬能力を算出します。

(2) 生活ごみ等

避難所ごみと通常ごみの発生量の合計と収集運搬能力を比較し、能力の過不足を判断します。

【収集運搬が必要な廃棄物発生量】

収集運搬が必要な廃棄物発生量=避難所ごみ+災害時の平常ごみ

図表 39 生活ごみの収集運搬必要量等の算出条件

避難所ごみ	「避難所ごみの発生量の算出方法」により算出。(t/日)
通常ごみ	通常ごみ(t /日) = 平常時ごみ(t /日)
	×災害時の生活系ごみ排出人口割合
平常時ごみ	平常時ごみ(t /日) = 収集量(t /年)/365 日(366 日)
	※収集量は一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
災害時の生活系ごみ排出	災害時の生活系ごみ排出人口割合
人口割合	= (平時の生活系ごみ排出人口(人)-全避難者(人)-死者(人))
	/平時の生活系ごみ排出人口(人)

【収集運搬能力の算出】

収集運搬能力の算出式を以下に示す。

収集運搬能力 $(t) = \Sigma$ (運搬車両積載量×台数)

※車両は、委託や許可事業者が複数の市町・一部事務組合で重複。台数は一定の重複率を想定し、重複台数を除去した想定実台数を推計。

以上に基づく収集運搬能力から、震度6強以上の地震に伴う車両保管場所の被災等による収集 運搬能力の低下を考慮して災害時に稼働可能な収集運搬能力を算出します。

(3) し尿

避難所し尿と通常し尿の発生量の合計と収集運搬能力を比較し、能力の過不足を判断します。

【収集運搬が必要な廃棄物発生量】

収集運搬が必要な廃棄物発生量=避難所のし尿発生量+災害時の計画収集エリアのし尿発生量

図表 40 し尿の収集運搬必要量等の算出条件

避難所U尿	「避難所し尿の発生量の算出方法」により算出。(L/日)
通常し尿	通常U尿(L/日)=平常時U尿(L/日)×災害時計画収集人口割合
平常時し尿	平常時U尿(L/日)=収集量(L/年)/365 日(366 日)
	※収集量は一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
災害時計画収集人口割合	災害時計画収集人口割合
	= (平時の計画収集人口(人)-全避難者(人)-死者(人))/平時
	の計画収集人口(人)

【収集運搬能力の算出】

生活ごみ等と同様。

7. 処理困難物等の種類別処理方法

(1) 主な処理困難物

- 滋賀県内で発生すると思料される有害廃棄物および適正処理困難物の種類のうち、一般的なものについて収集・処理方法の例を下表に示す。このうち産業廃棄物に該当するものは、災害時においても事業者の責任において処理することを原則とするが、一般廃棄物に該当するものは市町で対応し、専門業者に回収、処理を依頼するとともに、排出に関する優先順位や適切な処理方法について住民に広報する。
- なお、その他の処理困難物等は、次頁以降に示す個別の処理方法、留意事項等を参照。

図表 41 有害・危険製品の収集・処理方法(例)【出典】「災害廃棄物対策指針」をもとに作成

		項目	収集方法	処理方法
	塗料	4、ペンキ	販売店、メーカーに回収依頼/廃棄物処理許 可者に回収・処理依頼	焼却
有害性物質を含むも	廃電池	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池(ニカド電池)、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収(箱)へ	破砕、選別、リサ イクル
を含むも	類	ボタン電池 カーバッテリー	電器店等の回収(箱)へ リサイクルを実施しているカー用品店・ガソ リンスタンドへ	破砕、選別、リサ イクル(金属回収)
ō	廃蛍	党光灯	回収(リサイクル)を行っている事業者へ	破砕、選別、リサ イクル(カレット、 水銀回収)
	灯油イル	も、ガソリン、エンジンオ レ	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	ガス	、ボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイク ル
あるも	カセ	ァットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて 燃えないごみとして排出	破砕
のが	消火	〈器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破砕、選別、リサ イクル
	太陽	景光パネル	廃棄物処理業者に委託し、ガラス類と非鉄金 属に分けてリサイクル。感電や破損等による 怪我に注意して扱う。	破砕、選別、リサ イクル
廃棄物性		月済み注射器針、使い捨て 対器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集、 指定医療機関での回収 (使用済み注射器針回 収薬局等)	焼却・溶融、埋立

(2)薬品類(毒物・劇物、有機溶剤等)

①概要

● 薬品類として、毒物・劇物、有機溶剤、殺虫剤・殺菌剤等の農薬などが挙げられる。多種多様な化学物質であり、少量でも健康被害を生じる場合があるため、適切な防護具を着用して取り扱う。対応について消防署や保健所、メーカー等に技術的助言を求めることも有効。内容物が不明の場合は、分析等により確認を行った後、廃棄物処理業者に処理を委託する。

【仮置き状況】







②処理方法

● ラベル等により内容物を確認する。不明な場合は内容物を特定するための分析を行い、 廃棄物処理業者に処理を委託する。処理にあたっては、消防署や保健所等、農薬はJAや 販売店、メーカー等に連絡し、対応や処理方法を確認する。

薬品類 (有害物質、pH 等の分析) ——→ 廃棄物処理業者 (焼却処理等)

③留意事項

- ✓有機溶剤は揮発性のものが多く引火しやすいため火気を避ける。
- ✓容器の破損(亀裂、ひび割れ、腐食、損傷等)の有無を確認し、流出の懸念がある場合は流 出防止策を講じる。ただし、種類の異なるものは混合しないよう注意する。
- ✓毒物・劇物の種類によっては、有害ガスが発生するものがあるため、マスク等の保護具を着用する。
- ✓毒物・劇物の場合は、毒物及び劇物取締法に基づいて対応する。保管時は管理者を定め保管庫に入れて施錠する等の対応を行う。また、運搬時には表示等が必要となる場合がある。

(3) 家電

①概要

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの家電リサイクル法対象品目、小型家電リサイクル法対象品目、その他のリサイクル可能な家電は、基本的には平時と同じルートでリサイクルを行い、難しい場合は廃棄物処理業者で処理を行う。危険物・有害物に該当する電池、蛍光灯等は、他の廃棄物と区分して保管し、適切に処理する。また、思い出の品に該当するパソコン、携帯電話等は別途保管する。

【分別保管された被災家電】

【リサイクル不可と見られる家電】

※出典:「東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録」





②処理方法

- 家電リサイクル法対象品目のうち可能なものは、指定取引場所に搬入し平常時と同じ家電リ サイクル法ルートでリサイクルを行う。家電リサイクル法対象外の家電製品についても、可 能な限り平常時と同じルートでリサイクルを行う。
- 他の災害廃棄物と分別できない場合などリサイクル不可能なものは、廃棄物処理業者で処理 を行う。



③留意事項

- ✔冷媒フロンが使用されている冷蔵庫・冷凍庫、PCB使用の可能性があるエアコン及びテレビ については、専門業者に依頼する。
- ✔ 危険物・有害物に該当する電池、蛍光灯、カセットコンロ等は、他の廃棄物と区分して保管 し、適切に処理する。
- ✓思い出の品に該当するパソコン、携帯電話、カメラ、ビデオ、HDD等は別途保管する。
- ✔冷蔵庫・冷凍庫には、腐敗性の食品等が入っている場合があるため、可能な限り中身を出す。

(4)自動車

①概要

● 自治体では、主に被災現場から仮置場までの撤去・移動、所有者の意思確認、所有者又は引取業者に引き渡すまでの保管を行う。基本的に大破した自動車も含め、自動車リサイクル法にもとづいて処理を行う。

【被災自動車保管状況】

【道路啓開時の被災自動車】

※出典:「東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録」





②処理方法

● 自動車は、基本的に大破した自動車も含め、自動車リサイクル法に基づいて処理を行う。自 治体では、主に被災現場から仮置場までの撤去・移動を行い、ナンバープレートや車検証・ 車台番号等にもとづいて所有者確認を行う。廃棄について意思確認を行い、所有者または引 取業者に引き渡すまで、仮置場で保管を行う。



③留意事項

✓被災現場から仮置場までの撤去・移動では、下記の点に留意する。

- ・ 冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンを かけない。
- ・電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。
- ・廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。
- ・電気自動車、ハイブリット車にはむやみに触らず、絶縁防具や保護具を着用して作業 する。

※出典:「災害廃棄物対策指針」

✓廃棄物処理法では、普通自動車の場合、囲いから 3m以内は、高さ 3m以下 (2 段積み)、その内側では高さ 4.5m以下 (3 段積み) とされているが、所有者への返還を考慮し、可能な限り平積みとする。

(5) アスベスト

①概要

● アスベストには、飛散性アスベスト(吹付け材、保温材・耐火被覆材・断熱材等)と、非飛散性アスベスト(成形板等の、その他石綿含有建材)がある。アスベストは、吸入することにより健康に影響を及ぼすことから、飛散・暴露防止の措置を図ることが重要。他の災害廃棄物にアスベストが混入しないよう、除去・分別を行い、所定の袋等に入れて最終処分場で処分する。特に、容易に大気中に飛散するおそれのある飛散性アスベストは、二重梱包を基本として適切に取り扱う。

【吹付石綿(鉄骨耐火、被覆材)】 【屋根用折板石綿断熱材】

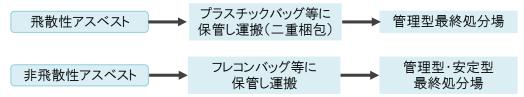
出典:「目で見るアスベスト建材(第2版)」





②処理方法

● 飛散性アスベストは散水等の飛散防止措置を行い、二重梱包を基本としてプラスチックバッグや堅牢な容器等に詰め、管理型最終処分場で埋立処分を行う。非飛散性アスベストは、フレコンバッグ等に詰めた後、安定型又は管理型最終処分場で埋立処分を行う。



③留意事項

- ✓アスベストは、吸入することにより健康に悪影響を及ぼすことから、飛散防止措置を図るとともに、呼吸用保護具を着用するなど作業者等の暴露防止策を講じる。
- ✓アスベストの飛散を避けるため、取扱い時は破砕しないようにする。
- ✔アスベストの使用の可能性のある建物は、解体前にアスベスト事前調査を行い、解体・撤去にあたっては、他の災害廃棄物にアスベストが混入しないよう、適切に除去・分別されるようにする。

(6) 腐敗性廃棄物

①概要

● 腐敗性廃棄物には、魚介類(加工品含む)、死亡獣畜、農産物、畳等がある。時間の経過とともに腐敗が進行し公衆衛生の確保が難しくなることから、緊急性等を考慮して、石灰散布や焼却処理等を行う。農産物としては米穀等が挙げられるが、浸水被害等により処理が困難となった場合は被災状況に応じて焼却や最終処分を行う。

【選別物(焼却処理対象)袋詰め作業】 【埋設物掘出作業(消臭剤噴霧)】 ※出典:「東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録」





②処理方法

● 発災現場で腐敗の進行状況を確認し、発生量が多く回収までに腐敗が進むような場合は、緊急的な対応として、石灰(消石灰)や脱臭剤の散布等を行い、公衆衛生を確保した後、焼却処理等を行う。死亡獣畜については、「化製場等に関する法律」に基づいて化製場等で適正に処理する。農産物は被災状況に応じて焼却処理や最終処分を行う。



③留意事項

- ✓東日本大震災では、海洋投入、埋立、焼却等により腐敗性廃棄物の処理が行われた。
 - ・水産系廃棄物を産業廃棄物最終処分場へ埋立処分した事例では、大量の汚水が発生し浸出 水処理施設の処理能力を大幅に超えたため、排水処理能力の増強を図った。
 - ・水産系廃棄物の悪臭に困り、環境省告示第48号「緊急的な海洋投入処分を可能にする告示」 の公布前に緊急避難的に埋設保管を行った事例もあるが、後日、埋設物を掘り出し、改め て焼却処理等を行った。
 - ・津波により米穀が保管倉庫等から大量に流出し、土砂等と混在した事例では、県内焼却施 設及び最終処分場の余力不足のため、県外最終処分場で埋立処分を行った。
- ✓水に浸かった畳を集積した場合、内部のい草が発酵し火災が発生する恐れがあるため、仮置場において積み上げる際は高さ 2m 以下とする。また、悪臭の原因となるため、速やかに処理することが望ましい。

(7) PCB 含有機器

①概要

● PCB含有機器には、トランス、コンデンサ、安定器等がある。PCB特措法にもとづき、適切に取り扱う必要がある。所有者に引き渡すことを基本とするが、不明な場合は他の災害廃棄物と区分して一時保管した後、専門業者に処理を委託する。PCB含有の有無が不明の場合は、試験により確認した後、濃度に応じて適切に処理する。

【トランス類】

【コンデンサ】

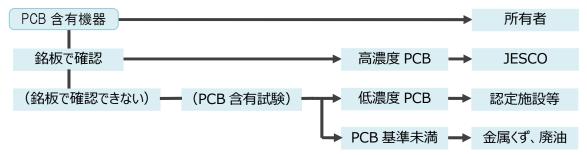
※出典:「東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録」





②処理方法

- PCB 含有機器は所有者に引き渡すことを基本とする。所有者を特定することができない場合、 銘板を確認後、PCB 特措法に基づく届出を行っている事業者を確認したうえで所有者に連絡 させることができる。また銘板等がなく PCB 含有の有無が不明な場合は、濃度確認のための 試験を行い濃度に応じて適切に処理する。
- 高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)、低濃度 PCB 廃棄物は無害化処理認定施設や都道府県知事等許可施設で処理する。



③留意事項

- ✓「PCB 特措法」にもとづき、適切に取り扱う。一時保管する際は屋内とするが、難しい場合 は密閉性のある容器内で保管又はビニールシートで全体を覆う(底面を含む)等、PCB 廃棄 物が飛散、流出、地下浸透等しないよう対策を行う。
- ✓破損や漏洩が見られる場合は、ドラム缶等の密閉性のある容器等に収納し、漏洩防止措置を 講じる。PCB 廃棄物が付着したものは、汚染物として分析後、濃度に応じて適切に処理する。

(8) 漁具・漁網

①概要

● 漁具・漁網は、他の災害廃棄物等と絡まったり、通常の破砕機での処理が困難であったり、 錘やロープに鉛が使用されていたりするなど、処理上の問題が多い廃棄物である。他の災害 廃棄物と分けて取り扱うとともに、鉛付きの漁具・漁網は除去作業を行う。鉛の有無など破 砕選別後の状態に応じてリサイクル、焼却処理、最終処分を行う。

【絡み合った漁網】

【ロープに編込まれた鉛】

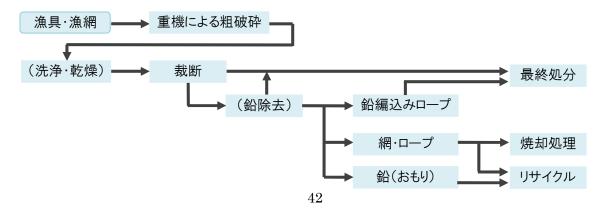
※出典:「東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録」





②処理方法

● 鉛のない漁具・漁網は、粗破砕して細かくせん断し、リサイクル、焼却処理、埋立処分を行う。鉛付き漁具・漁網は、手選別で鉛と網部分を選別し、鉛は金属回収し、その他は重機等で裁断、選別後、焼却処理或いは管理型最終処分場にて埋立処分を行う。鉛が練り込まれている漁具・漁網は、管理型最終処分場で埋立処分する。



③留意事項

- ✓発生量に応じて、絡まないよう他の災害廃棄物と分けて仮置場に搬入したり、専用の破砕機を使用するなど、できる限り効率的に処理を行うことができるようにする。
- ✔仮置場で処理する際は、鉛による汚染に留意する。
- ✓鉛はロープに編み込まれている場合があるため、鉛とロープへの分別に時間を要する。
- ✔鉛混入の有無が分からない場合は。鉛の溶出試験を実施する。可能であれば、鉛の編み込みの判断等において、地元の漁師等に協力を得る。

(9) 船舶

①概要

● 廃船舶の所有者の特定、所有者の意思確認を行い、所有者が不明な場合や廃棄する場合は、 平時の処理ルートにもとづいて処理を行う。特に FRP 船は資源化等が困難であることから、 平時のリサイクルシステムにより処理することが望ましい。受入先の確保が難しい場合は、 仮置場で破砕選別等の処理を行う。

【被災船舶の仮置場】

【重機による被災船舶の処理】

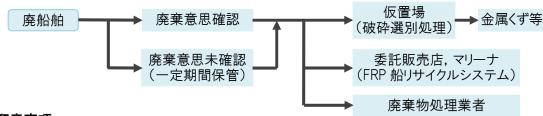
※出典:「東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録」





②処理方法

● 被災船舶は、登録番号等により所有者を特定し、引取りについて意思確認を行う。所有者不明の場合や所有者が引取りを行わない場合は、平時の処理ルートに基づき、船舶の素材に応じて委託販売店や廃棄物処理業者で引取り・処理を行う。受入先の確保が難しい場合は仮置場で破砕後、可能な限り分別して処理を行う。



3 留意事項

- ✓被災船舶の処理は所有者が行うのが原則であるが、「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として被災自治体が処理を行う場合は国庫補助対象となる。
- ✓老朽船の場合、船内にアスベストや PCB 等有害物質が使用されている可能性があるため、必要に応じて解体時に有害物質のスクリーニングや周辺環境を汚染しないための措置や、作業者の健康被害を防ぐための措置を行い、適切に除去や処理を行う。
- ✔解体、選別前に、燃料、潤滑油、船底にたまった汚水等は抜いておくことが望ましい。

✓FRP 船の場合、資源化等が困難であることから、平時の処理ルート ((一社) 日本マリン事業協会による FRP 船リサイクルシステム) により処理することが望ましい。引取りに関しては各地域のマリーナ、委託販売店とされている。

【東日本大震災の事例】

岩手県における処理困難物の処理例

品目	処理方法	備考
硫安	コンクリート固化等	
塩化カリウム	コンクリート固化等	
尿素・メラニン	焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
汚染窒素水	焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
銅スラグ	再利用	
スレート	最終処分(安定型)	岩手環境保全
FRP·船	破砕→焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
発砲スチロール	減容化→焼却	焼却は仮設炉及びいわて第2クリーンへ搬入
家電、自販機	廃家電類として処理	家電リサイクルで回収されなかったもの
バッテリー	売却	
FRP	破砕→焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
消火器	広域認定処理	ヤマトプロテック(消火器メーカー)
吹付材(非アスベスト)	最終処分(安定型)	樋下建設
布団·衣類	切断→焼却	仮設焼却炉、いわて第2クリーンセンターで処分
グラスウール	最終処分(安定型)	岩手環境保全
スレート(ボードを含む)	最終処分(安定型)	岩手環境保全
缶詰	焼却	いわてクリーンセンター
電池	破砕→リサイクル	
ライター	破砕⇒廃プラ	焼却は仮設炉
廃油	焼却	いわて第2クリーンセンター等
トランス類(PCB不検出)	金属くずとして処理	富士メタル等
PCB廃棄物(低濃度)	無害化処理	
PCB廃棄物(高濃度)	無害化処理	
PCB汚染物	無害化処理	
アスロック	最終処分(安定型)	岩手環境保全
外壁材	最終処分(安定型)	樋下建設
木毛板	焼却	仮設焼却炉
石膏ボード	埋立処分(管理型)	いわてクリーンセンター
グラスウール	最終処分(安定型)	岩手環境保全
塩ビ類	最終処分(安定型)等	岩手環境保全等
墓石等宗教関係供養物	地元の寺社で引取り	
蛍光灯	破砕→リサイクル	
車	自動車リサイクル法に基づき処理	
ボンベ(プロパンガス)類	高圧ガス保安法に基づき処理	
ボンベ(フロンガス)類	高圧ガス保安法に基づき処理	
ボンベ(その他のガスボンベ)	領 高圧ガス保安法に基づき処理	

出典:東日本大震災により発生した被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における災害廃棄物等の処理の記録

7. 放射性物質汚染廃棄物について

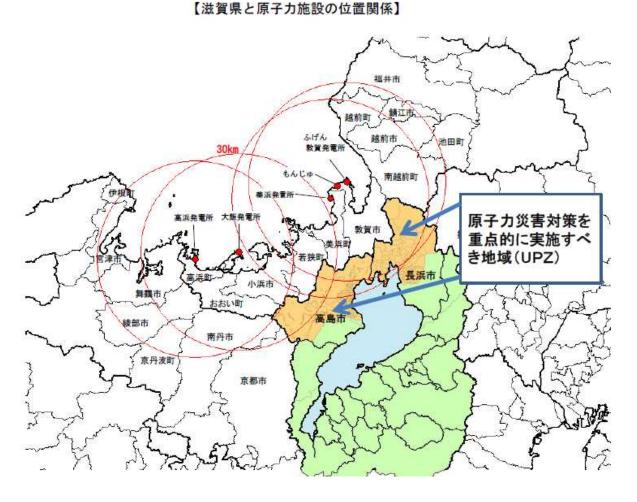
(1)趣旨

- 計画本編第1章第4節(対象とする災害と災害廃棄物)に記載のとおり、放射能汚染対策に 関する事項は本計画の対象としない。
- ただし、本県と隣接する福井県若狭地域の原子力施設立地や、当該廃棄物が発生した場合の 影響等を考慮し、参考として、国による東日本大震災における原発事故で生じた放射性物質 汚染廃棄物の処理に係る対応等の概要を記載するものである。

(2) 周辺地域における原子力施設の立地

- 滋賀県が隣接する福井県若狭地域には、原子力施設が集中立地しています。
- 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の 範囲として、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone) が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UP Zの範囲の目安については、原子力施設から概ね30kmとされています。
- 本県は、平成23年度に独自に行った放射性物質の拡散予測結果から、長浜市と高島市の 一部を含む、原子力施設から最大43km圏を「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域 (UPZ)」として定めています。

図表42 滋賀県と原子力施設の位置関係 【出典】滋賀県国土強靭化地域計画



(3) 国による東日本大震災における原発事故で生じた放射性物質汚染廃棄物の処理に係る対応

- 国は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により 放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下、「放射能汚染物 質汚染物質対処特措法」という。)を定めています。
- 当該地震に伴う原子力発電所の事故に伴う対応は、放射能汚染物質汚染物質対処特措法にお いて下記のとおり定められ、この法的枠組みの中で、汚染が生じた地域で、国と地方公共団 体が同法で定められた役割分担のもとで、連携して対応にあたっています。

図表 43 放射能污染物質対処特措法(概要) 【出典】環境省HP

> 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の 事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講すべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

- ○国:原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施 ○地方公共団体:国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- ○関係原子力事業者:誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、開議の決定を求める

環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

放射性物質により汚染された 廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が 必要な程度に放射性物質により汚染されているお それがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に 関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性 物質による汚染状態が一定の基準を超えるものに ついて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物 (特定廃棄物) の処理は、国が実施
- ⑤ 何以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理について は、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

放射性物質により汚染された土壌等 (草木、工作物等を含む)の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染 等の措置等を実施する必要がある地域を指定
- ②環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実 施に係る計画を策定し、国が実施
- ③環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が 要件に適合しないと見込まれる地域(市町村又は それに準ずる地域を想定)を指定
- ④ 都道府県知事等(※)は、③の地域における汚染 状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合 しないと認める区域について、土壌等の除染等の 措置等に関する事項を定めた計画を策定
- ⑤ 国、部道府県知事、市町村長等は、谷の計画に基 づき、除染等の措置等を実施
- ⑥ 国による代行規定を設ける
- ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止 ※数令で定める市町村長を含む

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

特定廃棄物又は除去土壌(汚染廃棄物等)の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚 染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

仮に、本県周辺で同様の原子力災害が発生し、同様の特別措置法が制定された場合、同法に 基づき、廃棄物の処理に県や市町は国が行う施策に協力※することが想定されます。

※国からの情報等の広報(国の通知・通達等)、情報収集(環境省近畿地方環境事務所からの情報収集、施設管理 者(県所管施設)の廃棄物に係る放射能濃度調査結果等の情報収集)、施設管理者への基準適合特定廃棄物(放射 能濃度 8,000Bq/kg 以下) の廃棄物処理方法の指導・助言 等

市町等別データ

琵琶湖西岸断層帯地震

(単位:千t)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計				
大津	大津市	523	1,019	57	631	2,230				
	草津市	248	604	31	275	1,157				
南部	守山市	55	96	6	69	225				
1 마	栗東市	45	93	5	53	196				
	野洲市	15	24	1	19	60				
甲賀	甲賀市	I	_	ı	ı	1				
十 貝	湖南市	2	2	0	2	6				
	東近江市	0	1	0	0	1				
東近江	近江八幡市	10	16	1	13	41				
米 近江	日野町	I	-	1	ı	-				
	竜王町	l	1	ı	ı	ı				
	彦根市	0	0	0	0	1				
	愛荘町	ı	_	ı	I	-				
湖東	豊郷町	I	_	I	I	1				
	甲良町	I	_	1	I					
	多賀町		_	-	_	_				
湖北	長浜市	ı	_	-	_	_				
/머니	米原市		_	-	ı	_				
高島	高島市	29	37	2	40	108				
ž	滋賀県	927	1,892	104	1,102	4,025				

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

琵琶湖西岸断層帯地震

比巴加口万	F 例 眉 市 地 展					(単位・%)
地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	23%	46%	3%	28%	100%
	草津市	21%	52%	3%	24%	100%
南部	守山市	24%	43%	2%	31%	100%
1 마	栗東市	23%	47%	3%	27%	100%
	野洲市	25%	40%	2%	32%	100%
甲賀	甲賀市	-	_	-	-	-
T 具	湖南市	25%	39%	2%	33%	100%
	東近江市	26%	37%	2%	35%	100%
東近江	近江八幡市	25%	40%	2%	32%	100%
未近江	日野町	-	_	-	_	-
	竜王町	-	_	-	_	-
	彦根市	26%	38%	2%	34%	100%
	愛荘町	-	_	-	_	-
湖東	豊郷町	1	_	_	_	_
	甲良町	1	_	-	ı	-
	多賀町	1	_	_	_	_
湖北	長浜市	_	-	-	-	_
	米原市		-	-	-	-
高島	高島市	27%	34%	2%	37%	100%
淺	炫賀県	23%	47%	3%	27%	100%

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

花折断層帯地震

(単位:千t)

	. 0.2					<u> </u>
地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	338	677	38	405	1,457
	草津市	45	103	5	52	205
南部	守山市	12	25	1	15	53
לום (דו	栗東市	30	63	3	35	131
	野洲市	4	7	0	5	16
甲賀	甲賀市	-	_	ı	ı	ı
中貝	湖南市	1	2	0	2	6
	東近江市	-	_	ı	ı	ı
東近江	近江八幡市	-	_	ı	ı	ı
来近江	日野町	ı	_	ı	_	ı
	竜王町	-	_	ı	ı	ı
	彦根市	-	_	ı	ı	ı
	愛荘町	ı	_	ı	_	ı
湖東	豊郷町	-	_	ı	ı	ı
	甲良町	-	_	-	_	-
	多賀町	-	_	-	-	-
湖北	長浜市	_	_	-	-	_
ᄱᆟ	米原市		_	-		-
高島	高島市	0	0	0	0	1
泫	故賀県	432	876	48	514	1,870

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

花折断層帯地震

	3 - 13 132					(平位・///
地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	23%	46%	3%	28%	100%
	草津市	22%	50%	3%	25%	100%
南部	守山市	23%	46%	3%	28%	100%
1	栗東市	23%	48%	3%	27%	100%
	野洲市	25%	40%	2%	32%	100%
甲賀	甲賀市	ı	1	ı	ı	ı
中貝	湖南市	25%	39%	2%	33%	100%
	東近江市	-	-	1	-	-
東近江	近江八幡市	ı	1	ı	ı	ı
未近江	日野町	1	-	ı	ı	ı
	竜王町	1	-	ı	ı	ı
	彦根市	1	-	ı	ı	ı
	愛荘町	-	_	-	_	_
湖東	豊郷町	1	-	ı	ı	ı
	甲良町	1	-	1	1	l
	多賀町	1	_	1	1	1
湖北	長浜市	_	-	-	-	-
	米原市	_	_	-	-	-
高島	高島市	27%	34%	2%	37%	100%
Ä	滋賀県	23%	47%	3%	27%	100%

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

木津川断層帯地震

(単位:千t)

<u> </u>						
地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	1	1	0	1	3
	草津市	1	-	ı	ı	_
南部	守山市	1	-	ı	ı	_
1十) 디ච	栗東市	0	1	0	0	1
	野洲市	1	-	ı	ı	_
甲賀	甲賀市	125	170	11	166	472
中貝	湖南市	3	5	0	4	13
	東近江市	1	-	ı	ı	_
東近江	近江八幡市	1	_	l	I	_
来近江	日野町	1	1	0	1	2
	竜王町	0	1	0	0	1
	彦根市	1	-	ı	ı	_
	愛荘町	-	-	-	ı	_
湖東	豊郷町	I	1	ı	ı	_
	甲良町	ı	_	ı	ı	_
	多賀町	_	_	-	ı	_
湖北	長浜市	_	_	_	_	_
ᄱᆟᆚᆫ	米原市	_	_		ı	_
高島	高島市		_	_		_
滋	滋賀県	131	178	12	173	494

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

木津川断層帯地震

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ョ中地辰						
地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計	
大津	大津市	24%	45%	3%	29%	100%	
	草津市	1	-	-	ı	ı	
南部	守山市	_	_	-	_	-	
111 012	栗東市	23%	46%	3%	28%	100%	
	野洲市	1	-	-	ı	ı	
甲賀	甲賀市	27%	36%	2%	35%	100%	
干 其	湖南市	25%	40%	2%	32%	100%	
	東近江市	_	_	-	_	-	
東近江	近江八幡市	_	_	-	_	-	
未赶江	日野町	27%	33%	2%	37%	100%	
	竜王町	25%	39%	2%	33%	100%	
	彦根市	_	_	-	_	-	
	愛荘町	-	_	-	_	-	
湖東	豊郷町	_	_	-	_	-	
	甲良町	_	_	-	_	-	
	多賀町	-	_	-	_	-	
湖北	長浜市	_	-	-	-	-	
	米原市	_	_	_	_	_	
高島	高島市	_	-	-	_	_	
ž	滋賀県	26%	36%	2%	35%	100%	

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

鈴鹿西縁断層帯地震

(単位:千t)

如此四個的信仰也長 (
地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	1	_	1	-	-
	草津市	1	ı	ı	ı	ı
南部	守山市	1	ı	ı	ı	ı
나) 다	栗東市	1	ı	ı	ı	ı
	野洲市	1	ı	ı	ı	ı
甲賀	甲賀市	3	4	0	4	12
中貝	湖南市	-	-	1	1	-
	東近江市	15	22	1	20	59
東近江	近江八幡市	0	0	0	0	1
来近江	日野町	9	11	1	13	34
	竜王町	ı	ı	ı	ı	ı
	彦根市	135	200	12	176	523
	愛荘町	10	13	1	14	38
湖東	豊郷町	5	7	0	7	19
	甲良町	25	30	2	35	92
	多賀町	41	49	3	55	148
湖北	長浜市	1	1	0	1	4
ᄱᆟ	米原市	27	34	2	36	99
高島	高島市		_	_	_	_
ž	滋賀県	272	373	24	360	1,030

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

鈴鹿西緣断層帯地震

如此巴西林						(平位:///)
地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	1	-	ı	ı	ı
	草津市	-	-	ı	1	-
南部	守山市	1	-	ı	ı	ı
1	栗東市	1	-	ı	ı	ı
	野洲市	1	-	ı	I	1
甲賀	甲賀市	26%	36%	2%	35%	100%
	湖南市	1	_	ı	1	ı
	東近江市	26%	37%	2%	34%	100%
東近江	近江八幡市	25%	39%	2%	33%	100%
朱近江	日野町	27%	33%	2%	37%	100%
	竜王町	-	_	ı	ı	ı
	彦根市	26%	38%	2%	34%	100%
	愛荘町	27%	35%	2%	36%	100%
湖東	豊郷町	26%	36%	2%	35%	100%
	甲良町	28%	33%	2%	38%	100%
	多賀町	27%	33%	2%	37%	100%
湖北	長浜市	26%	38%	2%	34%	100%
	米原市	27%	34%	2%	36%	100%
高島	高島市		_		-	_
ž	滋賀県	26%	36%	2%	35%	100%

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震

(単位:千t)

17F 7 P/A 17G	/ 亦 岡 店 市 地 辰					<u> </u>
地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	-	_	-	-	-
	草津市	1	_	_	_	-
南部	守山市	ı	-	-	ı	ı
1十) 디ච	栗東市	1	-	-	ı	ı
	野洲市	1	_	_	_	-
甲賀	甲賀市	ı	-	-	ı	ı
T 具	湖南市	I	-	-	I	ı
	東近江市	ı	-	-	ı	ı
東近江	近江八幡市	I	_	-	1	ı
未近江	日野町	I	-	-	I	ı
	竜王町	l	1	-	ı	ı
	彦根市	12	18	1	16	47
	愛荘町	I	-	-	1	ı
湖東	豊郷町	l	1	-	ı	ı
	甲良町	0	0	0	1	2
	多賀町	0	0	0	0	1
湖北	長浜市	214	316	20	279	830
加化	米原市	34	42	3	45	124
高島	高島市	0	0	0	0	1
ž	滋賀県	261	377	24	342	1,003

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震

						(十四:70)
地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	-	_	ı	ı	ı
	草津市	-	-	ı	1	-
南部	守山市	1	-	ı	ı	ı
111 012	栗東市	1	-	ı	ı	ı
	野洲市	-	-	ı	1	-
甲賀	甲賀市	1	1	ı	ı	1
中貝	湖南市	1	_	ı	1	ı
	東近江市	-	-	ı	1	-
東近江	近江八幡市	1	1	ı	ı	ı
未近江	日野町	1	-	ı	ı	ı
	竜王町	1	-	ı	ı	ı
	彦根市	26%	38%	2%	34%	100%
	愛荘町	1	-	ı	ı	ı
湖東	豊郷町	1	_	ı	1	ı
	甲良町	28%	32%	2%		100%
	多賀町	27%	33%	2%	37%	100%
湖北	長浜市	26%	38%	2%	34%	100%
	米原市	27%	34%	2%	37%	100%
高島	高島市	27%	34%	2%	37%	100%
ž	滋賀県	26%	38%	2%	34%	100%

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

南海トラフ巨大地震

(単位:千t)

						<u>キロ・1 リ</u>
地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	72	139	8	87	307
	草津市	28	83	4	28	143
南部	守山市	8	16	1	9	33
17) [7]	栗東市	5	12	1	6	24
	野洲市	20	35	2	25	82
甲賀	甲賀市	23	34	2	30	90
中貝	湖南市	5	9	1	6	21
	東近江市	7	11	1	9	29
東近江	近江八幡市	46	69	4	59	178
米 近江	日野町	6	7	1	8	22
	竜王町	7	11	1	8	27
	彦根市	49	70	4	64	187
	愛荘町	2	2	0	2	6
湖東	豊郷町	1	2	0	1	4
	甲良町	1	1	0	1	3
	多賀町	1	1	0	1	3
湖北	長浜市	7	11	1	9	27
	米原市	12	15	1	15	43
高島	高島市	0	0	0	1	1
ž	滋賀県	298	531	31	370	1,231

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

南海トラフ巨大地震

1111/21 2 - 1						(半位・/0/
地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	24%	45%	3%	28%	100%
	草津市	20%	58%	3%	20%	100%
南部	守山市	22%	49%	3%	26%	100%
H) 디ච	栗東市	22%	51%	3%	25%	100%
	野洲市	24%	42%	2%	31%	100%
甲賀	甲賀市	26%	38%	2%	34%	100%
中貝	湖南市	24%	43%	2%	30%	100%
	東近江市	25%	39%	2%	33%	100%
東近江	近江八幡市	26%	39%	2%	33%	100%
未 近江	日野町	27%	34%	2%	37%	100%
	竜王町	24%	43%	2%	30%	100%
	彦根市	26%	38%	2%	34%	100%
	愛荘町	26%	36%	2%	35%	100%
湖東	豊郷町	26%	38%	2%	34%	100%
	甲良町	27%	33%	2%	37%	100%
	多賀町	27%	34%	2%	36%	100%
湖北	長浜市	25%	41%	2%	32%	100%
湖北	米原市	27%	36%	2%	35%	100%
高島	高島市	27%	34%	2%	37%	100%
泫	弦賀県	24%	43%	2%	30%	100%

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

琵琶湖西岸断層帯地震

(単位:千t)

地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	78	815	287	54	900	95	2,230
	草津市	37	483	136	30	430	41	1,157
南部	守山市	8	77	30	5	94	10	225
(미 [귀	栗東市	7	74	25	5	78	8	196
	野洲市	2	19	8	1	26	3	60
甲賀	甲賀市	1	_	-	-	-	-	-
中貝	湖南市	0	2	1	0	3	0	6
	東近江市	0	0	0	0	1	0	1
東近江	近江八幡市	2	13	6	1	18	2	41
米 近江	日野町	1	_	1	-	-	-	ı
	竜王町		_	-	-	-	-	ı
	彦根市	0	0	0	0	0	0	1
	愛荘町	-	_	_	-	-	-	ı
湖東	豊郷町	1	_	-	-	-	-	-
	甲良町	-	_	_	-	-	-	ı
	多賀町	-	_	_	-	-	-	ı
湖北	長浜市	-	_	-	_	_	_	-
がれた	米原市	-	_	-	-	-	-	_
高島	高島市	4	29	16	2	50	6	108
ž	站賀県	139	1,513	510	99	1,598	165	4,025

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

琵琶湖西岸断層帯地震

地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	4%	37%	13%	2%	40%	4%	100%
	草津市	3%	42%	12%	3%	37%	4%	100%
南部	守山市	4%	34%	13%	2%	42%	5%	100%
(山 円	栗東市	3%	38%	13%	2%	40%	4%	100%
	野洲市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
甲賀	甲賀市	_	_	-	-	-	-	-
干 其	湖南市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
	東近江市	4%	29%	14%	2%	45%	5%	100%
東近江	近江八幡市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
未近江	日野町	_	-	-	_	_	_	-
	竜王町	_	-	-	_	_	_	-
	彦根市	4%	31%	14%	2%	44%	5%	100%
	愛荘町	_	-	-	_	_	_	-
湖東	豊郷町	_	_	-	-	-	-	-
	甲良町	_	_	-	_	_	_	-
	多賀町	_	_	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	_	-	_	_	-	_
	米原市	_	_	-	_	_	-	_
高島	高島市	4%	27%	15%	2%	46%	5%	100%
落	炫賀県	3%	38%	13%	2%	40%	4%	100%

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

花折断層帯地震 (単位:千t)

								<u> 구마·I </u>
地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	51	541	186	36	583	61	1,457
	草津市	7	82	25	5	78	8	205
南部	守山市	2	20	7	1	21	2	53
(미 [푸]	栗東市	4	50	16	3	52	5	131
	野洲市	1	5	2	0	7	1	16
甲賀	甲賀市	_	_	-	_	_	-	-
中貝	湖南市	0	2	1	0	2	0	6
	東近江市	-	_	-	_	-	-	-
東近江	近江八幡市	_	_	-	_	_	-	-
未赶江	日野町	_	_	_	_	_	_	-
	竜王町	_	_	-	-	-	-	_
	彦根市	_	_	-	_	_	_	_
	愛荘町	_	_	_	_	-	-	_
湖東	豊郷町	_	_	-	_	_	_	_
	甲良町	_	_	-	_	_	_	_
	多賀町	_	_	_	_	-	-	_
湖北	長浜市	-	_	-	-	_	_	_
	米原市	_	_	_	-	-	-	_
高島	高島市	0	0	0	0	0	0	1
落	炫賀県	65	701	237	46	744	77	1,870

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

花折断層帯地震 (単位:%)

107/1四/1百万	17.地辰							(中位・ル)
地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	3%	37%	13%	2%	40%	4%	100%
	草津市	3%	40%	12%	3%	38%	4%	100%
南部	守山市	3%	37%	13%	2%	40%	4%	100%
(10 [千]	栗東市	3%	38%	13%	2%	39%	4%	100%
	野洲市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
甲賀	甲賀市	_	1	-	-	_	_	1
中貝	湖南市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
	東近江市	_	-	-	_	_	_	-
東近江	近江八幡市	_	_	_	_	_	_	-
米	日野町	_	-	-	_	_	_	-
	竜王町	_	_	-	-	-	-	-
	彦根市	_	_	_	_	_	_	-
	愛荘町	_	-	-	_	_	_	-
湖東	豊郷町	_	_	_	_	_	_	-
	甲良町	_	_	-	_	_	_	-
	多賀町	_	_	-	_	_	_	-
湖北	長浜市	-	-	_	_	-	-	_
	米原市	-	-	-	-	-	-	_
高島	高島市	4%	27%	15%	2%	46%	6%	100%
i i	滋賀県	3%	37%	13%	2%	40%	4%	100%

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

木津川断層帯地震 (単位:千t)

	3 113 1 D IX							<u>一世:157</u>
地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	0	1	0	0	1	0	3
	草津市	-	_	1	-	1	1	1
南部	守山市	_	_	-	_	_	1	1
1 (미 (干)	栗東市	0	0	0	0	1	0	1
	野洲市	-	_	-	_	-	ı	ı
甲賀	甲賀市	19	136	69	10	213	25	472
中貝	湖南市	1	4	2	0	6	1	13
	東近江市	-	_	-	_	-	ı	ı
東近江	近江八幡市	_	_	_	_	_	1	ı
未赶江	日野町	0	1	0	0	1	0	2
	竜王町	0	0	0	0	1	0	1
	彦根市	_	_	_	_	_	_	-
	愛荘町	-	_	_	_	-	-	_
湖東	豊郷町	-	_	-	-	-	ı	ı
	甲良町	_	_	_	_	_	_	-
	多賀町	-	_	_	_	-	-	_
湖北	長浜市	-	_	-	-	_	_	_
	米原市	-	_	_	_	-	-	_
高島	高島市	ı	_	_	_	_	-	-
滋	炫賀県	20	143	72	11	223	26	494

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

木津川断層帯地震 (単位:%)

地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	4%	36%	13%	2%	41%	4%	100%
	草津市	_	_	-	-	-	-	-
南部	守山市	_	_	-	_	_	_	-
1 (미 (干)	栗東市	4%	37%	13%	2%	40%	4%	100%
	野洲市	_	_	-	_	_	_	-
甲賀	甲賀市	4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%
平 其	湖南市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
	東近江市	_	_	-	_	_	_	-
東近江	近江八幡市	_	_	_	_	_	_	-
未近江	日野町	4%	26%	15%	2%	47%	6%	100%
	竜王町	4%	31%	14%	2%	44%	5%	100%
	彦根市	_	_	-	_	-	-	-
	愛荘町	_	_	-	_	_	_	-
湖東	豊郷町	_	_	-	_	-	-	-
	甲良町	_	_	_	_	_	_	-
	多賀町	_	_	-	_	_	_	-
湖北	長浜市	_	_	-	_	_	_	_
	米原市	_	-	-	_	_	-	_
高島	高島市	-	-	-	-	_	_	_
ž		4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

鈴鹿西緣断層帯地震 (単位:千t)

71-720 F 113-F	71 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1							<u> </u>
地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	_	_	-	_	-	-	1
	草津市	-	-	-	-	-	ı	ı
南部	守山市	_	_	-	-	-	-	
1+1 디ච	栗東市	_	_	-	-	-	_	-
	野洲市	_	_	_	-	-	_	-
甲賀	甲賀市	0	3	2	0	5	1	12
T 其	湖南市	_	_	-	-	-	_	-
	東近江市	2	18	8	1	26	3	59
東近江	近江八幡市	0	0	0	0	0	0	1
未近江	日野町	1	9	5	1	16	2	34
	竜王町	_	_	-	-	-	-	ı
	彦根市	20	160	74	12	231	26	523
	愛荘町	2	11	6	1	18	2	38
湖東	豊郷町	1	6	3	0	8	1	19
	甲良町	4	24	14	2	43	5	92
	多賀町	6	39	22	3	69	8	148
湖北	長浜市	0	1	1	0	2	0	4
	米原市	4	27	15	2	46	5	99
高島	高島市	_	_	-	_	_	-	-
泫	炫賀県	41	298	150	23	464	54	1,030

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

鈴鹿西緣断層帯地震 (単位:%)

地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	-	-	-	_	-	-	-
	草津市	-	_	-	_	_	-	-
南部	守山市	-	-	-	-	-	-	-
11) 다	栗東市	_	_	_	_	_	_	-
	野洲市	_	_	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%
丁	湖南市	_	_	-	_	-	_	-
	東近江市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
東近江	近江八幡市	4%	31%	14%	2%	43%	5%	100%
未近江	日野町	4%	26%	15%	2%	47%	6%	100%
	竜王町	-	-	-	-	-	-	-
	彦根市	4%	31%	14%	2%	44%	5%	100%
	愛荘町	4%	28%	15%	2%	46%	5%	100%
湖東	豊郷町	4%	29%	14%	2%	45%	5%	100%
	甲良町	4%	26%	15%	2%	47%	6%	100%
	多賀町	4%	27%	15%	2%	47%	6%	100%
湖北	長浜市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
ᄱᄭᅺᆫ	米原市	4%	27%	15%	2%	46%	5%	100%
高島	高島市	-	_	_	_	_	_	_
ž	炫賀県	4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震

(単位:千t)

								<u> 구 [</u>
地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	-	-	-	-	-	-	-
	草津市	_	_	-	-	-	-	-
南部	守山市	-	_	-	-	-	1	1
1 마	栗東市	-	-	-	-	-	ı	ı
	野洲市	ı	-	-	-	-	ı	ı
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-	ı	ı
T 具	湖南市	_	_	-	-	-	-	-
	東近江市	_	_	_	_	_	-	-
東近江	近江八幡市	1	_	-	-	-	ı	1
未近江	日野町	ı	-	-	-	-	ı	ı
	竜王町	-	-	-	-	-	-	-
	彦根市	2	14	7	1	21	2	47
	愛荘町	_	_	_	_	_	-	-
湖東	豊郷町	-	-	-	-	-	ı	-
	甲良町	0	0	0	0	1	0	2
	多賀町	0	0	0	0	0	0	1
湖北	長浜市	32	253	118	19		42	830
	米原市	5	34	18	3	57	7	124
高島	高島市	0	0	0	0	0	0	1
泫	炫賀県	39	302	144	23	445	51	1,003

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震

地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	-	-	-	_	-	-	-
	草津市	-	_	-	_	-	-	-
南部	守山市	-	-	-	-	-	-	-
11) 다	栗東市	_	_	_	_	-	_	-
	野洲市	_	_	-	-	-	_	-
甲賀	甲賀市	_	_	_	_	-	_	-
丁	湖南市	_	_	-	_	-	_	-
	東近江市	-	_	-	-	-	-	-
東近江	近江八幡市	_	_	-	_	-	_	-
未赶江	日野町	_	_	-	-	-	_	-
	竜王町	_	_	-	-	-	_	-
	彦根市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
	愛荘町	_	_	-	-	-	_	-
湖東	豊郷町	_	_	_	_	-	_	_
	甲良町	4%	26%	15%	2%	47%	6%	100%
	多賀町	4%	27%	15%	2%	47%	6%	100%
湖北	長浜市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
	米原市	4%	27%	15%	2%	46%	5%	100%
高島	高島市	4%	27%	15%	2%	46%	6%	100%
泫	姓賀県	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

南海トラフ巨大地震(単位:千t)

							,	<u> 구 ഥ : 1 년</u>
地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	11	111	40	7	124	13	307
	草津市	4	66	15	4	49	4	143
南部	守山市	1	13	4	1	13	1	33
1 1	栗東市	1	10	3	1	9	1	24
	野洲市	3	28	11	2	34	4	82
甲賀	甲賀市	3	27	13	2	40	5	90
中貝	湖南市	1	7	3	1	9	1	21
	東近江市	1	9	4	1	12	1	29
東近江	近江八幡市	7	55	25	4	78	9	178
来近江	日野町	1	6	3	0	10	1	22
	竜王町	1	9	4	1	11	1	27
	彦根市	7	56	27	4	83	10	187
	愛荘町	0	2	1	0	3	0	6
湖東	豊郷町	0	1	1	0	2	0	4
	甲良町	0	1	1	0	2	0	3
	多賀町	0	1	0	0	2	0	3
湖北	長浜市	1	9	4	1	12	1	27
	米原市	2	12	6	1	20	2	43
高島	高島市	0	0	0	0	1	0	1
落	炫賀県	45	425	164	29	512	56	1,231

^{※「-」}被害想定において、建物被害がないことを示す。

南海トラフ巨大地震 (単位:%)

地域	市町	柱材·角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	4%	36%	13%	2%	40%	4%	100%
	草津市	3%	46%	11%	3%	34%	3%	100%
南部	守山市	3%	39%	12%	3%	39%	4%	100%
HJ DP	栗東市	3%	41%	12%	3%	38%	4%	100%
	野洲市	4%	34%	13%	2%	42%	5%	100%
甲賀	甲賀市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
中貝	湖南市	4%	34%	13%	2%	42%	5%	100%
	東近江市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
東近江	近江八幡市	4%	31%	14%	2%	44%	5%	100%
朱近江	日野町	4%	27%	15%	2%	46%	6%	100%
	竜王町	4%	34%	13%	2%	42%	5%	100%
	彦根市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
	愛荘町	4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%
湖東	豊郷町	4%	31%	14%	2%	44%	5%	100%
	甲良町	4%	26%	15%	2%	47%	6%	100%
	多賀町	4%	27%	15%	2%	46%	5%	100%
湖北	長浜市	4%	33%	14%	2%	43%	5%	100%
ᄱᄭᆚ	米原市	4%	28%	15%	2%	45%	5%	100%
高島	高島市	4% 4%	27%	15%	2%	46%	5%	100%
ž	滋賀県		35%	13%	2%	42%	5%	100%

^{※「0」}四捨五入により500トン未満であることを示す。

G. 水害における市町別災害廃棄物発生量

(単位:t)

						(半世・け)
地域	市町	琵琶湖	草津川	野洲川下流	野洲川上流	杣川
大津	大津市	34,170	_	-	-	_
	草津市	3,690	660	120	1	-
南部	守山市	6,830	_	31,440	-	-
1 마마	栗東市	-	-	8,030	320	-
	野洲市	990	_	23,690	-	-
甲賀	甲賀市	_	-	-	600	1,430
甲貝	湖南市	_	_	0	2,890	-
	東近江市	2,040	-	-	-	-
東近江	近江八幡市	3,820	-	-	-	_
果近江	日野町	-	-	-	-	_
	竜王町	_	-	-	-	-
	彦根市	5,780	-	-	-	_
	愛荘町	_	_	_	_	-
湖東	豊郷町	_	-	-	-	-
	甲良町	_	-	-	-	_
	多賀町	_	-	-	-	_
湖北	長浜市	5,290	_	_	_	_
ᄱᅥ	米原市	4,070	_	_	_	_
高島	高島市	3,430	-	_	_	_
滋	滋賀県	70,120	660	63,300	3,800	1,430

※「-」 浸水世帯がないことを示す。

※「0」四捨五入により10トン未満であることを示す。

※四捨五入により、市町の和が県合計と一致しない場合がある。

(単位:t)

_						(単位・い
地域	市町	日野川	愛知川	姉川および高時川	安曇川	天野川
大津	大津市	-	-	-	I	ı
	草津市	-	-	-	I	ı
南部	守山市	-	-	I	I	ı
1 마마	栗東市	I	1	I	I	1
	野洲市	3,420	-	-	I	ı
甲賀	甲賀市	-	-	I	I	ı
中貝	湖南市	-	-	-	I	ı
	東近江市	-	28,850	-	I	ı
東近江	近江八幡市	32,910	-	I	I	ı
未近江	日野町	ı	-	I	I	ı
	竜王町	3,070	1	I	ı	1
	彦根市	-	10,790	I	ı	1
	愛荘町	ı	6,810	I	I	-
湖東	豊郷町	-	1	I	ı	1
	甲良町	-	1	I	ı	1
	多賀町	-	-	I	ı	1
湖北	長浜市	_	_	46,250	-	20
	米原市	_		1,190		5,660
高島	高島市	_			18,870	-
沒	滋賀県	39,410	46,450	47,440	18,870	5,680

※「-」浸水世帯がないことを示す。

※「0」四捨五入により10トン未満であることを示す。

※四捨五入により、市町の和が県合計と一致しない場合がある。

G. 水害における市町別災害廃棄物発生量

(単位:t)

						(半位・け)
地域	市町	宇曽川	芹川	犬上川	大戸川	余呉川
大津	大津市	_	_	_	1,240	_
	草津市	-	_	-	-	-
南部	守山市	_	-	_	_	_
1 마	栗東市	_	_	_	_	_
	野洲市	-	_	-	-	-
甲賀	甲賀市	-	_	-	380	-
中貝	湖南市	-	_	-	-	-
	東近江市	_	_	_	_	_
東近江	近江八幡市	_	_	-	-	-
米 近江	日野町	-	_	-	-	-
	竜王町	_	_	_	_	_
	彦根市	2,670	29,980	12,270	_	_
	愛荘町	400	_	-	-	-
湖東	豊郷町	250	_	_	_	_
	甲良町	_	_	-	-	-
	多賀町	-	40	-	_	-
湖北	長浜市	_	-	-	-	900
ᄱᅥᆉ	米原市	-	_	_	_	_
高島	高島市	_	_	-	_	-
ž	滋賀県	3,320	30,020	12,270	1,620	900

^{※「-」}浸水世帯がないことを示す。

^{※「0」}四捨五入により10トン未満であることを示す。

[※]四捨五入により、市町の和が県合計と一致しない場合がある。

C. 市町別一次仮置場の必要面積

(単位:m²)

							(十四:111 /
地域	市町	琵琶湖西岸断	花折断層帯地	木津川断層帯	鈴鹿西縁断層	柳ヶ瀬・関ヶ原	南海トラフ巨大
		層帯地震	震	地震	帯地震	断層帯地震	地震
大津	大津市	669,800	438,200	1,700	-	-	92,900
	草津市	348,200	62,800	ı	I	ı	43,300
南部	守山市	68,100	17,200	-	-	-	10,700
(IT) IT)	栗東市	59,700	40,100	1,000	_	-	8,200
	野洲市	18,400	5,400	ı	-	ı	24,900
甲賀	甲賀市	-	I	142,200	4,200	ı	27,800
十 貝	湖南市	3,000	3,000	5,400	-	-	6,500
	東近江市	1,000	-	-	18,400	-	9,500
東近江	近江八幡市	13,000	_	-	1,000	-	55,100
米 坦江	日野町	-	-	1,700	10,700	-	7,100
	竜王町	_	-	1,000	_	-	9,500
	彦根市	1,000	ı	ı	158,100	14,800	
	愛荘町	-	-	_	11,900	-	3,000
湖東	豊郷町	_	-	-	6,500	-	3,000
	甲良町	-	_	-	29,100	1,000	1,700
	多賀町	_	-	-	45,600	1,000	1,700
湖北	長浜市	_	_	_	3,000	250,500	9,500
ᄱᆟ	米原市	_	1	-	30,300	37,900	
高島	高島市	32,600	1,000	-		1,000	
Ä	滋賀県	1,214,800	567,700	153,000	318,800	306,200	385,900

^{※「-」}災害廃棄物が発生しないことを示す。

(単位:ha)

							(単1仏·na)
地域	市町	琵琶湖西岸断 層帯地震	花折断層帯地 震	木津川断層帯 地震	鈴鹿西緣断層 帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震	南海トラフ巨大地震
大津	大津市	66.98	43.82	0.17	_	_	9.29
	草津市	34.82	6.28	-	_	_	4.33
南部	守山市	6.81	1.72	ı	-	ı	1.07
테마	栗東市	5.97	4.01	0.10	ı	ı	0.82
	野洲市	1.84	0.54	1	ı	ı	2.49
甲賀	甲賀市	_	ı	14.22	0.42	ı	2.78
中貝	湖南市	0.30	0.30	0.54	1	1	0.65
	東近江市	0.10	ı	1	1.84	1	0.95
東近江	近江八幡市	1.30	1	1	0.10	1	5.51
未近江	日野町	_	I	0.17	1.07	ı	0.71
	竜王町	_	ı	0.10	1	1	0.95
	彦根市	0.10	1	1	15.81	1.48	5.75
	愛荘町	_	I	1	1.19	ı	0.30
湖東	豊郷町	_	ı	ı	0.65	1	0.30
	甲良町	_	ı	1	2.91	0.10	0.17
	多賀町	_	ı	1	4.56	0.10	0.17
湖北	長浜市	_	-	-	0.30	25.05	0.95
	米原市	_	_	1	3.03	3.79	1.30
高島	高島市	3.26	0.10	ı	_	0.10	0.10
Ä	滋賀県	121.48	56.77	15.30	31.88	30.62	38.59

D. 二次仮置場の必要面積

琵琶湖西岸断層帯地震

	- 树眉市地展		単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計
	混合廃棄物処理量		千t	1,264	884	4	25	0	-	70	2,247
	コンクリート処理量		千t	815	653	2	14	0	_	29	1,513
	平均日処理量		t/日		620						
破砕選別 ゾーン	平均処理期間		日				870				_
	必要ゾーン数	数	_	4	3	1	1	1	_	1	11
	1ゾーン当たりの 平均占用面積				1.0						_
	必要面積		ha	4.0	3.0	1.0	1.0	1.0	_	1.0	11
管理ゾーン	必要面積		ha	0.4							_
	混合廃棄	保管量	千t/年	530	371	2	11	0	-	29	943
	物	面積	ha	11.3	8.0	0.1	0.3	1	-	0.8	21
受入及び 保管ゾーン	¬`,/¬!\\	保管量	千t/年	342	274	1	6	0	-	12	635
コンクリート		ha	5.1	4.1	_	0.1	-	-	0.3	10	
必要面積		ha	16.4	12.1	0.1	0.4	0.0	_	1.1	30	
外周及び調	外周及び調整ゾーン 必要面積			8.9	6.6	0.6	0.8	0.4	_	1.1	18
二次仮置場	易 必要面積電	<u></u>	ha	29.7	22.1	2.1	2.6	1.4	_	3.6	62

^{※「-」}災害廃棄物が発生しないことを示す。

花折断層帯地震

化加断增生			単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計
	混合廃棄物	処理量	千t	819	223	3	_	_	_	1	1,046
	コンクリート処理量		千t	541	157	2	-	-	-	0	701
	平均日処理量		t/日		620						
破砕選別 ゾーン	平均処理期間		日				870				_
	必要ゾーン数	数	_	3	1	1	-	_	-	1	6
	1ゾーン当たりの 平均占用面積		ha		1.0						_
	必要面積		ha	3.0	1.0	1.0	-	_	-	1.0	6
管理ゾーン	必要面積		ha	0.4						_	
	混合廃棄	保管量	千t/年	344	93	1	1	1	-	0	439
	物	面積	ha	7.4	2.2	0.1	1	1	-	-	10
受入及び 保管ゾーン	コンクリート	保管量	千t/年	227	66	1	ı	ı	-	0	294
	面積		ha	3.4	1.1	-	ı	I	-	-	5
	必要面積		ha	10.8	3.3	0.1	-	1	-	0.0	14
外周及び調	外周及び調整ゾーン 必要面積			6.1	2.0	0.6		ı	_	0.6	10
二次仮置場	。 必要面積電	合計	ha	20.3	6.7	2.1		-	_	2.0	32

^{※「-」}災害廃棄物が発生しないことを示す。

^{※「0」}量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

^{※「0」}量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

D. 二次仮置場の必要面積

木津川断層帯地震

<u>本洋川断</u> 階			単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計
	混合廃棄物処理量		千t	2	1	307	2	_	_	_	312
	コンクリート処理量		千t	1	0	140	1	_	_	_	143
	平均日処理量		t/日		620						
破砕選別 ゾーン	平均処理期間		日				870				_
	必要ゾーン数	数	_	1	1	1	1	1	-	-	4
	1ゾーン当た 平均占用面		ha		1.0						_
	必要面積		ha	1.0	1.0	1.0	1.0	_	_	_	4
管理ゾーン	必要面積		ha	0.4						_	
	混合廃棄	保管量	千t/年	1	0	129	1	ı	-	-	131
	物	面積	ha	0.1	-	2.9	0.1	I	-	-	3
受入及び 保管ゾーン	コンクリート	保管量	千t/年	0	0	59	0	I	-	-	60
	面積		ha	-	-	1.0	-	I	-	-	1
必要面積		ha	0.1	0.0	3.9	0.1	ı	_	_	4	
外周及び調	外周及び調整ゾーン 必要面積			0.6	0.6	2.3	0.6	1	-	_	4
二次仮置場	易 必要面積額		ha	2.1	2.0	7.6	2.1	1	_	_	14

^{※「-」}災害廃棄物が発生しないことを示す。

鈴鹿西縁断層帯地震

业7 庄 吕 修 四			単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計
混合廃棄物処理量		千t	-	-	8	59	516	66	-	649	
	コンクリート処理量		千t	_	_	3	27	240	28	-	298
	平均日処理量		t/日		620						
破砕選別 ゾーン	平均処理期	間	日				870				_
	必要ゾーン数	数	_	_	_	1	1	2	1	_	5
	1ゾーン当た 平均占用面		ha		1.0						_
	必要面積		ha	_	_	1.0	1.0	2.0	1.0	_	5
管理ゾーン	必要面積		ha	0.4						_	
	混合廃棄	保管量	千t/年	_	_	3	25	216	28	_	272
	物	面積	ha	_	_	0.1	0.6	4.8	0.7	-	6
受入及び 保管ゾーン	¬>,/¬	保管量	千t/年	_	_	1	11	101	12	-	125
	コンクリート 面積		ha	_	_	0.1	0.2	1.6	0.3	-	2
必要面積		ha	_	_	0.2	0.8	6.4	1.0	_	8	
外周及び調	外周及び調整ゾーン 必要面積			_	_	0.7	0.9	3.6	0.9	_	7
二次仮置場	二次仮置場 必要面積合計			_	_	2.3	3.1	12.0	2.9	-	22

^{※「-」}災害廃棄物が発生しないことを示す。

^{※「0」}量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

^{※「0」}量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

D. 二次仮置場の必要面積

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震

			単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計
	混合廃棄物	処理量	千t	_	_	-	-	30	592	1	623
	コンクリート処理量		千t	_	_	_	_	15	287	0	302
	平均日処理量		t/日		620						
破砕選別	平均処理期	間	日		870						_
	必要ゾーン数		_	-	_	_	_	1	2	1	4
	1ゾーン当た 平均占用面		ha		1.0						_
	必要面積		ha	_	_	_	_	1.0	2.0	1.0	4
管理ゾーン	必要面積		ha	0.4							_
	混合廃棄	保管量	千t/年	-	-	1	ı	13	248	0	261
	物	面積	ha	1	1	1	-	0.4	5.4	-	6
受入及び 保管ゾーン	¬>,/7	保管量	千t/年	1	1	1	-	6	120	0	127
	コングリート 面積		ha	1	1	1	-	0.2	1.9	-	2
	必要面積		ha	_	_	-	_	0.6	7.3	0.0	8
外周及び調	外周及び調整ゾーン 必要面積				_	-		0.7	4.0	0.6	6
二次仮置場	易 必要面積電	<u></u> 合計	ha	_	_	_	_	2.3	13.3	2.0	20

南海トラフ巨大地震

用海バノノ日			単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計
混合廃棄物処理量		干t	175	148	68	156	127	44	1	719	
	コンクリート処理量		千t	111	117	35	79	61	21	0	425
	平均日処理量		t/日		620						
破砕選別 ゾーン	平均処理期間		日				870				_
	必要ゾーン数	数	_	1	1	1	1	1	1	1	7
	1ゾーン当たりの 平均占用面積				1.0						
	必要面積		ha	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	7
管理ゾーン	必要面積		ha	0.4							_
	混合廃棄	保管量	千t/年	73	62	29	66	53	18	0	302
	物	面積	ha	1.7	1.5	0.7	1.6	1.3	0.5	-	7
受入及び 保管ゾーン	7. /7II	保管量	千t/年	47	49	14	33	26	9	0	178
	は		ha	0.8	0.8	0.3	0.6	0.5	0.2	-	3
必要面積		ha	2.5	2.3	1.0	2.2	1.8	0.7	0.0	11	
外周及び調	外周及び調整ゾーン 必要面積			1.7	1.6	1.0	1.5	1.2	0.7	0.6	8
二次仮置場	易 必要面積電	合計	ha	5.6	5.3	3.4	5.1	4.0	2.4	2.0	28

^{※「-」}災害廃棄物が発生しないことを示す。

^{※「0」}量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

^{※「0」}量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

様 式 集

災害廃棄物処理に関する_____担当者連絡一覧表

市町・一部事務組合名	担当課名	担当者名	電話番号	FAX番号	備考
大津市					
彦根市					
長浜市					
近江八幡市					
東近江市					
草津市					
守山市					
栗東市					
野洲市					
湖南市					
甲賀市					
米原市					
高島市					
日野町					
竜王町					
愛荘町					
豊郷町					
甲良町					
多賀町					

担当	担当課名	担当者名	電話番号	FAX番号	備考
総務担当	循環社会推進課				
仮設トイレ担当	循環社会推進課				
し尿担当	循環社会推進課		077-528-3472 3477	077-528-4845	
生活ごみ担当	循環社会推進課				
がれき等担当	循環社会推進課				

環境事務所名	担当者名	電話番号	FAX番号	備考
南部環境事務所		077-567-5456	077-564-1733	
甲賀環境事務所		0748-63-6133	0748-63-6135	
東近江環境事務所		0748-22-7759	0748-22-0411	
湖東環境事務所		0749-27-2255	0749-27-1688	
湖北環境事務所		0749-65-6653	0749-63-4040	
高島環境事務所		0740-22-6066	0740-22-6105	

報告・支援要請受理記録シート

市町名

区分	報告の内容	様式の有無	報告受理月日	備考
施設の被災状況	廃棄物等処理施設の被災状況	報告様式1		
仮設トイレ	仮設トイレ設置に関する被災状況	報告様式2-1		
	仮設トイレに関する支援要請書	報告様式2-2		
	下水道および施設の復旧状況、仮設トイレの撤去状況	報告様式2-3		
し尿処理	し尿収集・運搬および処理に関する被災状 況	報告様式3-1		
	し尿推計収集対象発生量	報告様式3-2		
	し尿収集・運搬および処理に関する支援要 請書	報告様式3-3		
	し尿収集・運搬および処理、支援の進捗状況			
生活ごみ処理	生活ごみ収集・運搬および処理に関する被 災状況	報告様式4-1		
	避難所ごみ推計収集対象発生量	報告様式4-2		
	生活ごみ収集・運搬および処理に関する支 援要請書	報告様式4-3		
	生活ごみ収集・運搬および処理、支援の進 捗状況	報告様式4-4		
がれき等処理	がれき等収集・運搬および処理に関する被 災状況 (震災)	報告様式5-1		
	がれき等収集・運搬および処理に関する被 災状況 (水害)	報告様式5-2		
	がれき等推計収集対象発生量	報告様式5-3		
	仮置場配置・開設準備状況	報告様式5-4		
	仮置場運用計画	報告様式5-5		
	がれき等収集・運搬および処理に関する支 援要請書	報告様式5-6		
	がれき等処理実績報告および処理、支援の 進捗状況	報告様式5-7		

[※]報告受理月日は、以下のように記載すること 1次報告 1-月/日、2次報告 2-月/日

県への報告・支援要請一覧

報告内容の区分	報告内容および支援要請	様式番号
施設の被災状況	廃棄物等処理施設の被災状況	報告様式1
仮設トイレ	仮設トイレ設置に関する被災状況	報告様式2-1
	仮設トイレに関する支援要請書	報告様式2-2
	下水道および施設の復旧状況、仮設トイレの撤去状況	報告様式2-3
し尿処理	し尿収集・運搬および処理に関する被災状況	報告様式3-1
	し尿推計収集対象発生量	報告様式3-2
	し尿収集・運搬および処理に関する支援要請書	報告様式3-3
	し尿収集・運搬および処理、支援の進捗状況	報告様式3-4
生活ごみ処理	生活ごみ収集・運搬および処理に関する被災状況	報告様式4-1
	避難所ごみ推計収集対象発生量	報告様式4-2
	生活ごみ収集・運搬および処理に関する支援要請書	報告様式4-3
	生活ごみ収集・運搬および処理、支援の進捗状況	報告様式4-4
がれき等処理	がれき等収集・運搬および処理に関する被災状況(震災)	報告様式 5 - 1
	がれき等収集・運搬および処理に関する被災状況(水害)	報告様式 5 - 2
	がれき等推計収集対象発生量	報告様式 5 - 3
	仮置場配置・開設状況	報告様式5-4
	仮置場運用計画	報告様式5-5
	がれき等収集・運搬および処理に関する支援要請書	報告様式5-6
	がれき等処理実績報告および処理、支援の進捗状況	報告様式5-7

[※]必要に応じて随時情報更新のために報告を求めることがある。
※県域を越える受援・支援に係る様式は、国のブロック協議会作成の様式による。

廃棄物等処理施設の被災状況

市町名					
報告者氏名					
報告年月日		日	時	分現在	
	内		容		
被害施設名					
被害程度					
(概要)					
応急対策					
の状況					
復旧見込み					
その他					
参考事項					
被害施設名					
被害程度					
(概要)					
応急対策					
の状況					
復旧見込み					
その他					
参考事項					

仮設トイレ設置に関する被災状況

市町名					
報告者氏名					
報告年月日			年	月	日
報告の次数		9	第	次報告	<u> </u>
避難者数および	避難所数				
避難	者数	避難所ごとの	避難者数の	の内訳※	
Sect. 1107	and Met				
避難	所数				
※記入例:○○	小学校(100	λ)			
下水道使用の可 下水道使用 の可否		 ばが使用不能な地区		 復旧の見込み	<u>.</u>
0) FJ [
使用できない					
世帯数					
使用可能な仮設	トイレ				
使用可能な仮記	设トイレ備蓄数	仮設トイレの種類	類および容	量の内訳※	
※記入例:固液	分離式 〇〇台	(50L/台)			
その他 仮設ト	イレ設置に関する	る一被災状況等			

仮設トイレに関する支援要請書

<市町記入欄>				
市町名				
支援要請年月日				
支援要請担当者氏名				
所属				
電話番号				
ファックス番号				
仮設トイレに関する支援要	五 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記			
要請基数	要請期間		設置場所	
	る支援の状況	その他	仮設トイレに関する支援要請	等
<支援団体名>				
<支援内容>				
<その他>				
				1
<県記入欄>				
仮設トイレに関する支援調				
支援基数	支援期間		支援団体	
	仮設トイレの種類に	および容量の	为訳 [※]	
		-		
	7用	7		

※記入例:固液分離式 ○○台(50L/台)

下水道および施設の復旧状況、仮設トイレの撤去状況

市町名				
報告者氏名				
報告年月日		年	月	日
報告の次数		第	次報告	
下水道施設の復旧状況				
被災した下水道施設名	復旧の状況	(復旧月日	1)	
下水道の復旧状況				
下水道が使用不能の地区	使用できない世帯数	復旧(の状況(復旧月	日)
仮設トイレの撤去計画	·	ı ,,,		
設置した場所	設置数	撤去	去数(撤去月日)
仮設トイレ撤去後の他市町での利		1	/++: - / -/.	
仮設トイレの所有形態	利用可能数(うち障害者用)		備考	
当該市町所有分		マル 士田	·₩ ~ H=n \	
他市町等からの支援分			等の内訳>	
業者からのリース分		<業者名	>	
その他				
合 計				

し尿収集・運搬および処理に関する被災状況

市町名				
報告者氏名				
報告年月日		年		月 日
報告の次数		第		次報告
避難者数および避難所数				
避難者数		避難所ごとの避	難者数の内訳	*
避難所数	_			
※記入例:○○小学校(100	人)			
し尿収集・運搬車両の被災状況	I .			
稼働可能台数		関係団体ごとの	稼働可能台数	*
【 ※記入例:○○社(10台) ※車両燃料の確保に支障が生じ)状況も記載。		
下水道使用の可否				
下水道使用でする可否です。	水道が使用不能な	地区	復旧	の見込み
使用できない				
世帯数				
主な道路・橋梁の被災状況				
使用不可能な道路	橋梁		復旧の見込み	۲
その他 し尿の収集・運搬及び	処理に関する被災	张 况等		

し尿推計収集対象発生量

市町名			
報告者氏名			
報告年月日	年	月	日
報告の次数	第	次報告	

避難所名	し尿発生量推計 (リットル/日)
合計	

※適宜欄を増やしてください。

市町名

<市町記入欄>

し尿収集・運搬および処理に関する支援要請書

支援要請年月日			
支援要請担当者氏名	1		
所属			
電話番号			
ファックス番号			
し尿の処理に関する支援	要請内容		
要請処理量	要請期間		場所
し尿の収集・運搬に関す			
要請車両台数	要請期間		場所
現在受けてい	る支援の状況	公共下水道の 使用の可否 ※	その他 し尿処理に 関する支援要請 等
<支援団体名>		1/2/19 · • • III · · · ·	
<支援内容>			
<その他>			
※公共下水道の受け入れ	L先が決まっている場合に	こは、受け入れ先も記入っ	する。
<県記入欄>			
し尿の処理に関する支援	· 		
支援処理量	支援期間	支援	団体
し尿の収集・運搬に関す			
支援車両台数	支援期間	支援	団体
 流域下水道の例	 使用の可否 ※		 考
	5,0 1 7 1	913	•

し尿収集・運搬および処理、支援の進捗状況

市町名					
報告者氏名					
報告年月日		年		月	日
報告の次数		第		次報告	
し尿の収集・運搬及び処理の進	捗状況				
処理状況			備考		
支援の進捗状況		-	ナゼッ 年 世中	•) /[
支援要請内容			支援の進捗状	· 尔	
 	況について記載(支持	爰が未実施の事項があ	れば進捗状況と	:併せて記載)。	
その他の支援の進捗状況					
支援内容			支援概要		
支援団体名					
人材支援					
収集・運搬					
車両支援					
処理支援					
※県を介さず、市町間で独自に行われ	ている文援がある場合	f、その内容について	記載する。		
支援の不足状況 不足人材数	不見亩	両台数			
T AL / V/1 9A	71.70	F 3 11 9A	- T-XE	- / ごを正月ロノリ	

生活ごみ収集・運搬および処理に関する被災状況

市町名					
報告者氏名					
報告年月日		年	<u> </u>	月	日
報告の次数		第	j	次報告	
避難者数および避難所数					
避難者数		避難所ごとの過	産難者数の内訴	1,**	
避難所数					
※記入例:○○小学校(100)	()				
生活ごみ収集・運搬車両の被災料	犬況				
稼働可能台数		関係団体ごとの)稼働可能台数	*	
※記入例:○○社(10台) ※車両燃料の確保に支障が生じ	ている場合はその	状況も記載。			
主な道路・橋梁の被災状況					
使用不可能な道路・	橋梁		復旧の見込る	み	
	- 1 < 0/P ==== 1 :				
その他 生活ごみの収集・運搬	および処埋に関する	る被災状况等			

避難所ごみ推計収集対象発生量

市 町 名			
報告者氏名			
報告年月日	年	月	日
報告の次数	第	次報告	

避難所名	ごみ発生量推計 (t/日)
合計	

※適宜欄を増やしてください。

生活ごみ収集・運搬および処理に関する支援要請書

ノ士町号1 1 棚 N			
<市町記入欄>	1		
市町名			
支援要請年月日			
支援要請担当者氏名			
所属			
電話番号			
ファックス番号			
生活ごみの処理に関する支	援要請内容		
要請処理量	要請期間	要請	場所
生活ごみの収集・運搬に関	する支援要請内容		
要請車両台数	要請期間	要請	場所
明左至はてい	フナゼの仏辺	ファル 出江デカ州田	に関する支援要請 等
現在受り (V 	る支援の状況	その他生活ごみ処理	に関する支援要請 等
- 又版団 仲石ノ			
<支援内容>			
<その他>			
<県記入欄>			
生活ごみの処理に関する支	援調整結果		
支援処理量	支援期間	支援	団体
生活ごみの収集・運搬に関	する支援調整結果		
支援車両台数	支援期間	支援	団体
		π · J	

生活ごみ収集・運搬および処理、支援の進捗状況

市町名			
報告者氏名			
報告年月日		年	月日
報告の次数		第	次報告
生活ごみの収集・運搬及び処理	の進捗状況		
処理状況			備考
支援の進捗状況			
支援要請内容		支援	の進捗状況
※県を介し、受けている支援の進捗状況		ぶ未実施の事項があれば	准捗状況と併せて記載)。
その他の支援内容	VIII	717746	
支援内容			
支援団体名			
人材支援			
収集・運搬 車両支援			
処理支援			
※県を介さず、市町間で独自に行われて		その内容について記載	する。
支援の不足状況	<u> </u>		
不足人材数	不足車両	万台数	不足処理能力

がれき等収集・運搬および処理に関する被災状況(震災)

		年	月	日
		第		次報告
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
半壊棟数	焼失棟数	合	計	
		4-1-11		
		地攻		
数				
区分	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	合計
ト造 リート造含む)				
造含む)				
重搬車両の被災				
能台数		関係団体ごとの	稼働可能台数※	
土(10台)	ている坦今けるの	小子治 乳 記載		
	ている物口はてい	1人()L t) pL 収。		
主な道路・橋梁の被災状況 使用不可能な道路・橋梁			復旧の見込み	
等収集・運搬及	び処理に関する被	皮 災状況等		
	数 を を を を を が が が が き さ か が は で が に 支 が が に で が に で が に で が に で が に で が に で が に で が に で が に で が に で に で が に で に で が に で に で に で に で に で に で に で に に で に に で に に で に に で に に に に に に に に に に に に に	半壊棟数 焼失棟数 数 全壊棟数 ト造リート造含む) 造含む) 運搬車両の被災状況 能台数 主(10台) な場合はそのの被災状況 不可能な道路・橋梁	接失棟数 接失棟数 合	施失棟数 一 本 上 (大棟数) (大棟数) (大棟数) (大棟数) (大人棟数) (大人棟数) (大人棟数) (大人棟数) (大力を) (大力を) (大力を) (大力

がれき等収集・運搬および処理に関する被災状況(水害)

市町名					
報告者氏名					
報告年月日		4	Ę.	月	日
報告の次数		<u>A</u>	第	次報告	
全体の浸水被害家屋戸数					
床上浸水	床下	浸水		合計	
	 浸水:	 地域			
	- /// . I.b. Net				I
がれき等収集・運搬車両の被 稼働可能台数	т		の稼働可能		1
小小的 1 10 日 3人	12	NM HCC	· > 49/199 · 1 BD	1 J JA / • \	
※記入例:○○社(10台)※車両燃料の確保に支障が生	じている場合	はその状況も	記載。		
主な道路・橋梁の被災状況					
使用不可能な道路・	橋梁		復旧の見	込み	
]		_	
その他 がれき等収集・運搬	及び処理に関	する被災状況	等		

浸水した畳、建具、家具等

がれき等推計収集対象発生量

市町名						
報告者氏名						
報告年月日			年		月	日
報告の次数			第		次報告	
[震災]						
建物の 構造区分	可燃物系	差生量(t)	不燃物系	Ě生量(t)		
木造						
鉄筋コンクリー ト造						
鉄骨造						
その他						
合計						
[水害]						
粗大	ごみ		生量 (t)			

仮置場配置・開設状況

市町名		
報告者氏名		
報告年月日	年	月 日
報告の次数	第	次報告
仮置場予定地		
(名称)	(仮置場面積)	m^2
_(住所)	(開設予定日)	
仮置場の開設	_(閉鎖予定日)	
仮置場位置	場内配置図	及び場内ルート
	BB-20.415.5m	
	開設状況	

仮置場運用計画

市町名				
報告者氏名				
報告年月日	年		月	日
報告の次数	第		次報告	
仮置場名称				
(名称)	(住所)			
仮置場の運用				
管理団体名	運用人数			人/目
管理者名 (責任者)	連絡先 (電話番号)			
運営時間	~			
使用重機 分別区分	搬入・搬出 方法	(搬出方法)		
その他 留意事項				

<市町記入欄>

支援要請年月日

市町名

がれき等収集・運搬および処理に関する支援要請書

支援要請担当者氏名		
所属		
電話番号		
ファックス番号		
がれき等の処理に関する支	援要請内容	
要請処理量	要請期間	要請場所
がれき等の収集・運搬に関	<u> </u>	
要請車両台数	要請期間	要請場所
2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	~~ HIV//11/4	2010 2012
	る支援の状況	その他 がれき等処理に関する支援要請 等
<支援団体名>		
<支援内容>		
<その他>		
AUD == = 100 :		
<県記入欄>		
がれき等の処理に関する支		-Listen II
支援処理量	支援期間	支援団体
がれき等の収集・運搬に関	 する支援調整結果	1
支援車両台数	支援期間	支援団体
**		
		√π ⁷ ¬

がれき等処理実績報告および処理、支援の進捗状況

市町名			_	_	_	_
報告者氏名						
報告年月日				年	月	日
報告の次数				第		次報告
がれき等処理実績報告						
①解体対象(予定)棟数						
②市町解体棟数						
③他の主体による解体棟数						
④解体棟数合計=②+③						
解体進捗率=④/① (%)						
		1	1	1		1
分別区分	(記入例) 木くず					合計
①推計発生総量(トン)						
再利用・再資源化量(トン)						
焼却量(トン)						
最終処分量(トン)						
②処理・処分合計量(トン)						
処分率=②/① (%)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
③仮置場保管量 (トン)						
④仮保管+処理合計量 =②+③(トン)	0	0	0	0	0	0
=②+③(トン) 仮保管+処分率 =④/①(%)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/O!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/O!
支援の進捗状況						
支援要請	 計内容			支援の資	生捗状況	

[※]県を介し、受けている支援の進捗状況について記載(支援が未実施の事項があれば進捗状況と併せて記載)。